

東アジアにおける食生活の変化と農業問題

李 海 訓

はじめに

- I 東アジアにおける食生活の変化
- II 東アジアにおける米・小麦・トウモロコシ・大豆・砂糖の自給率
 - 1 自給率
 - 2 減反
- III 農業保護問題
 - 1 国内外の価格差問題と農業保護
 - 2 東アジアにおける米・小麦・トウモロコシ・大豆・砂糖の国境保護政策
 - 3 農業保護の理由と食料安全保障
- IV 高齢化社会が進む中での担い手たる農業経営体
 - 1 家族経営の有利性
 - 2 労働集約的な作物
 - 3 稲作
 - 4 作業委託と農地の賃貸借
 - 5 中国における新型職業農民

おわりに

はじめに

東アジア¹⁾では戦後初期の土地改革（日本では農地改革）により小規模かつ均質的な家族経営体制が形成されたという共通する歴史がある。中国でも戦後に土地改革が実施されたが、1950年代半ばに農業集団化に方向転換され、集団農業が30年ほど続けられた。しかし、1970年代末以降の農業改革により中国でも再び家族経営体制が形成された。東アジアにおける家族経営体制の確立は、食料供給力を増大させ、飢餓からの脱出を可能にし、農業経営の安定や社会秩序の安定ももたらし、経済発展の基盤となった（今村1994；田島2017）。

しかし、経済発展（工業化）が進むなかで東アジアのいずれの国・地域においても農業部門と非農業部門の所得格差が拡大した。東アジアの先進国・地域である日本、韓国、台湾についてみると、農業の構造調整は進まず、こうした農工間格差問題（農業の比較劣位化）により、いずれの国・地域においても農業保護政策が実施され、農家の兼業化（日本（北海道除く）・台湾）が進むとともに、挙家離村（北海道・韓国）が引き起こされた（今村1994；

田島 2017)。東アジアのなかでは遅れて経済発展が始まった中国でも、農工間格差が拡大し、都市近郊では兼業化、都市近郊以外では挙家離村が進んでおり、農業保護政策も導入されるようになった。

国際関係においては自由化が進行し、ガット・ウルグアイラウンド以降、まずは日本と韓国が「国際競争力に耐えうる農業構造の改革に取り組みざるをえないことが、国際的にも強制され」（今村 1994：34）ることになり、2001 年以降 WTO に加盟した中国、台湾も日本、韓国と同様な環境におかれるようになった。

農業の担い手についてみれば、兼業化にしても挙家離村にしても基幹労働力の流出および高齢化を加速させるものである。そのうえに、東アジア諸国・地域における国内の人口構造は、少子化と高齢化が同時に進行しており（末廣・大泉 2017）、2019 年時点で 65 歳以上人口の割合は、日本 28%、台湾 15.1%、韓国 15.1%、中国 11.5% である（UN 2019）。こうした人口構造の変化により、農業部門の担い手問題は加速化しており、人口構造からして 65 歳以上人口の割合の最も低い中国においても、2010 年代以降「誰が農業をするのか」、「どのように農業をするのか」が政策課題として掲げられている。

こうした東アジア農業の共通点は広く認識されており、これまで様々な研究が蓄積されてきた。日本農業経済学会でも 2009 年と 2015 年に「東アジア農業」の枠でシンポジウムが組織されており、日本、韓国、中国の農業の比較検討が行われた²⁾。2009 年には、当時起きていた国際農産物価格の変動や中国農業の「日本化」（ジャパナイゼーション）などが議論され、2015 年には、技術進歩、規模の経済、農地流動化、所得分配をキーワードに戦後の日本農業と韓国農業、中国農業に加えてタイ農業も比較検討されている。両シンポジウムにおいては、日本の経験を軸に東アジア農業の比較検討が行われ、2015 年シンポジウムでは、新しい担い手論も提起され、後述のような韓国のトゥルニョク経営体や中国の新しい農業経営体も紹介された。こうした東アジア農業の先行研究を踏まえた形で刊行された田島・池上（2017）は、中国農業論ではあるが、東アジアのなかでは農業保護の後発国である中国の農業が日本化するか否かが議論されている。

東アジア農業の望ましい担い手像については 30 年前から新しい見解が出されている。とりわけ、今村（1994）は、東アジア諸国・地域の農業に共通する特質として、戦後に行われた土地改革が現在の農業構造を規定しているとの認識の下、企業的性格をもつ農業経営の創出が必要だと指摘している。一方、原・早稲田大学台湾研究所（2008）は、家族経営の維持を主張する立場であるが、自由化が阻止されれば東アジア諸国・地域の農業や農村が活性化されるわけではないと指摘し、各国・地域の内発的・持続可能な農業・農村発展の可能性が議論された。

本稿は、こうした先行研究ではいくつかの課題が残されていると考えている。すなわちまず、「日本の経験を軸に東アジア農業の比較」を試みる方法である。中国の農業政策担当者

たちは、日本、韓国、台湾の農業構造調整の失敗例をみているので、中国で実施される農業政策は、日本、韓国、台湾と同じ軌跡を辿るようなものではないことが予想される。また、中国には日本、韓国、台湾に共通する農協のような特殊な組織がないことから、その担い手政策は東アジアの先進国・地域とは異なるはずで、場合によっては、中国農業の担い手のあり方が、東アジア農業に新たな知見を提供する可能性がある。

第二に、農業保護政策とは、「政府が農産物および農業生産財の市場に介入し、市場の均衡価格以上に農産物の価格を引上げ、もしくは生産財のコストの引下げにより、さらには直接的な補助金の支払いによって農業者の所得を人為的に高めようとする政策」である（速水・神門 2002：162）。すなわち、農業保護＝生産者保護であり、農業保護のあり方によっては消費者が犠牲者になる場合がある。そのため、土地利用型農業であっても、作物ごとの国内の生産・消費事情により保護の実態は異なる。したがって、農業保護政策の実態は作物ごとに検討される必要がある。

本稿は、この 2 点を検討することを課題とする。

以下の I では、まず、東アジアにおける食料消費事情を把握すべく、東アジアの食生活の変化について述べる。II では、国内の食料生産事情を把握するため、米・小麦・トウモロコシ・大豆・砂糖（甘味資源作物）の自給率について議論する。まず米と小麦は主食用穀物である。つぎに、家計所得が増えると肉類・植物油・砂糖の消費量は増加するが、トウモロコシと大豆（大豆重量の 80% は大豆粕）は肉類消費のために欠かせない飼料の原料であり、植物油の消費には大豆（大豆重量の 20% は大豆油）、砂糖消費には甜菜や甘蔗といった原料が必要となる。III では、上記 5 つの作物についての保護政策、とりわけ国境保護政策を中心に確認し、農業保護政策と食料安全保障の関係について検討する。意味のある食料安全保障のためには、食料自給率や食料自給力の維持・向上が重要であり、そのためには担い手たる農業経営体の確保が必要である。高齢化の進むなかでの担い手たる農業経営体のあり方については、IV で中国の事例を紹介しながら議論する。

I 東アジアにおける食生活の変化

戦後の東アジアにおける食料消費事情の変遷は、FAO 統計（food balance sheet）によって確認することができる³⁾。図 1 には、1960 年代以降における日本、中国、韓国、台湾の主要食料（米、小麦、砂糖、植物油、肉類、水産物、タマゴ、牛乳、野菜、果物）の 1 人当たり年間供給量の推移を示した⁴⁾。戦後東アジアの食生活は高級化・多様化が進んでいることがわかる。

主食消費についてみると、米食文化である日本、韓国、台湾において、時期的に差異はみられるものの、いずれも米消費量のピークを記録した後に減少・停滞する一方で、非伝統的

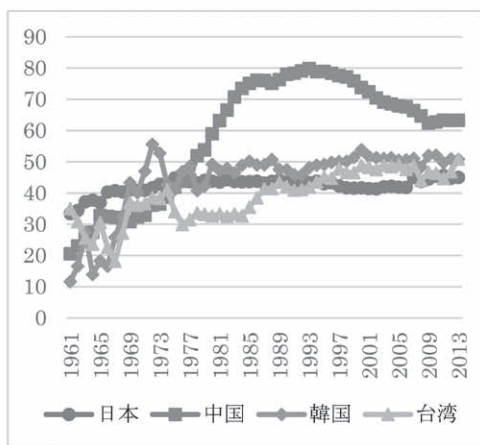
東アジアにおける食生活の変化と農業問題

図1 東アジアにおける主要食料の1人当たり年間供給量の推移 (単位: kg/年)

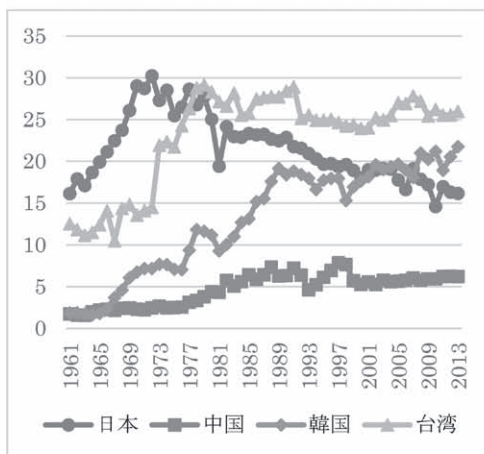
(1) 米



(2) 小麦



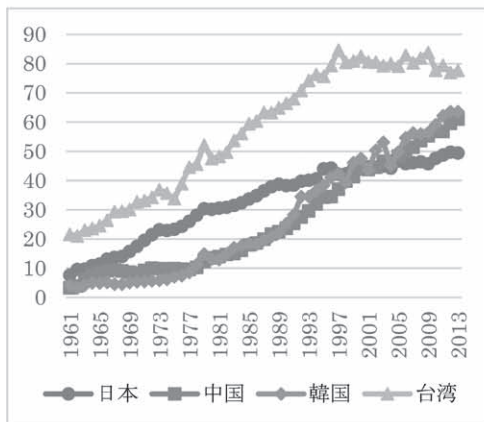
(3) 砂糖



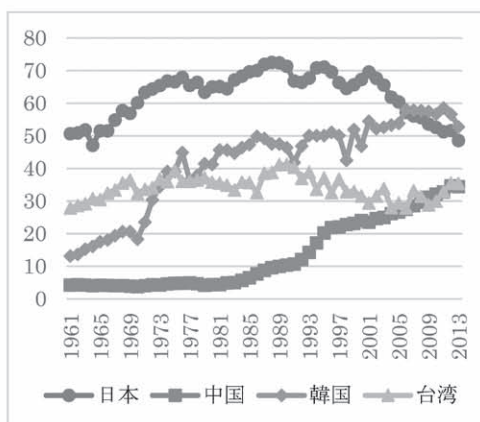
(4) 植物油



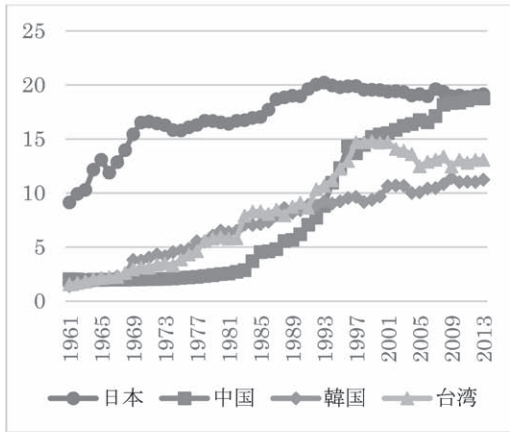
(5) 肉類



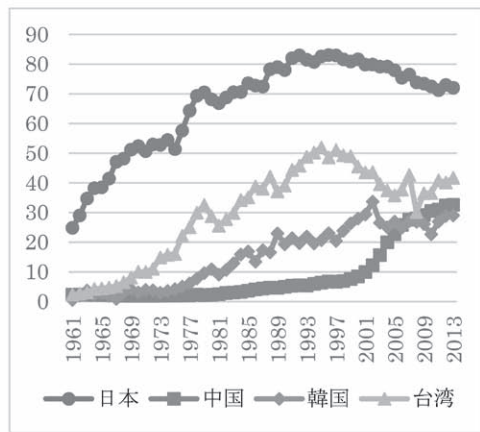
(6) 水産物



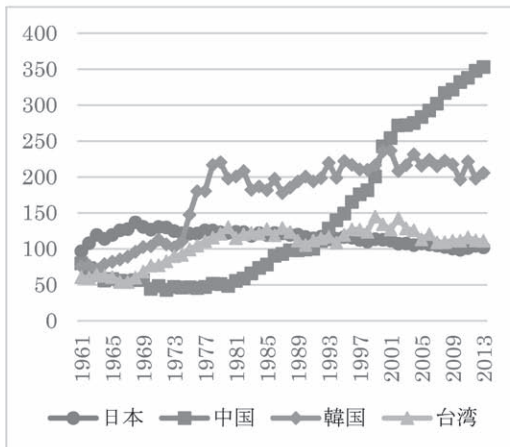
(7) タマゴ



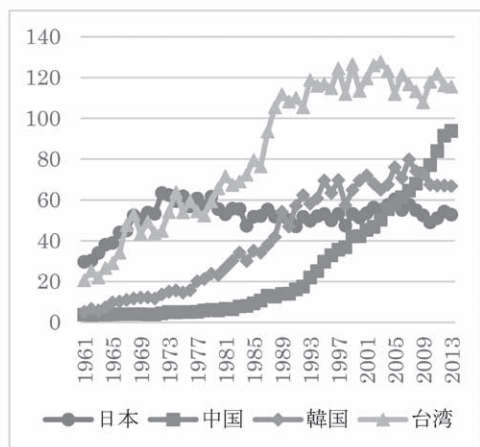
(8) 牛乳



(9) 野菜



(10) 果物



出所：FAOSTAT により作成。

な主食である小麦の消費量も増加した。ただし、小麦も停滞傾向に転じている。

日本、韓国、台湾において小麦消費が増加した背景にはアメリカの戦略があった。アメリカは日本、韓国、台湾を自国の余剰小麦の市場として開拓しようとした（高嶋 1979）。一方で、日本、韓国、台湾もアメリカの小麦を必要とした。戦後初期において、日本と韓国は食料不足だったため、小麦を輸入する必要があったし、アメリカ産小麦が外米にくらべ割安だったために選択された側面もある（持田 1990）。台湾も 1949 年の中国大陸からの人口移動により食料不足が発生する一方で、外貨獲得のために小麦を輸入した側面がある。すなわち、台湾は、WTO 加盟（2002 年）前までは米の純輸出を行っていたが（FAOSTAT）、戦後初期の島内においては、「麵で米を代える」運動を提唱し、外貨を稼ぐため高価な米を輸出し、その代わりに島内の食料用に廉価な小麦を輸入した⁵⁾。その過程において、栄養学的に小麦

の方が米より優れているとの論調もあり（高嶋 1979；藤原 2018；キム 2016），輸入小麦が学校給食に利用された（高嶋 1979；藤原 2018）。韓国では，学校給食にはトウモロコシを原料とするトウモロコシパンが使用されたものの，近代化政策の1つとして進められた食生活改善運動において，小麦食パンが朝食として奨められた。トウモロコシも小麦と脱脂粉乳にならぶアメリカの余剰農産物であった（キム 2016）。結果的に，東アジアには長期的な小麦需要が生まれ，アメリカの戦略通り，東アジアはアメリカの小麦輸出市場となったが，他方で，東アジアも，割安のアメリカ余剰農産物で戦後初期の食糧難を乗り切ることができた。こうした経緯から，日本，韓国，台湾も1人当たり小麦の年間消費量が増加するようになるが，韓国は1972年，日本は1975年にピークを記録した後はほとんど変化なく推移してきた。台湾は1974年をピークに減少したが，1976年以降再び増加傾向に転ずるものの，1997年以降は消費量が落ち着いている。

中国の場合，小麦の1人当たり年間消費量は，90年代半ばまでは増加し，その後減少してから2009年以降停滞傾向になる。こうした趨勢的な変化において日本，韓国，台湾との差異はみとめられないが，明らかに日本，韓国，台湾にくらべ小麦の1人当たり年間消費量が多い。これは華北のように歴史的に小麦を主食にしている地域が存在しているためである。

米の1人当たり年間消費量においては，中国の場合，日本（1962年以降），台湾（1966年以降），韓国（1978年以降）にくらべ遅れているものの，1983年以降に減少・停滞するようになっていく。

イモ類や大麦，雑穀のデータは示していないが，戦後初期の食料不足の時代に，どちらも食料としての役割を果たした。イモ類（サツマイモ・ジャガイモ）の1人当たり年間消費量は，東アジアにおいていずれも米より早い段階で，すなわち米消費量が増加する過程で減少に転じている。大麦は特に韓国において消費量が多かったが，1975年（年間66.35 kg）をピークに急速に減少するようになった。中国では高粱や粟といった雑穀も主食としての位置づけだったが，1人当たり年間消費量は1960年代後半をピークに減少に転じた。

以上の東アジアにおける米，小麦，イモ類，大麦，雑穀などの主食用食料の消費量の変化は，人間の胃袋に限界があるために起こるものであった。イモ類，大麦，雑穀は劣等財として，米・小麦の消費の増加とともに減少するようになった。戦後，小麦は米とともに東アジアにおける主食用食料として定着しているが，ピーク後に減少・停滞する局面が続いている。主食以外の食料の消費が増加したためである。

図1からは，肉類⁶⁾・タマゴ・牛乳・水産物といった動物性食料の消費が増えただけでなく，砂糖，植物油，野菜，果物といった食料の消費も増加していることがわかる。これらはいずれも経済発展によって家計所得が増えると消費量が増加する食料である。ただし，これらの食料の消費はいつまでも増加するわけではなく，国・地域によって差異はあるものの，いずれもそのうち消費量が停滞・減少するようになる。

日本と台湾の場合は、砂糖、植物油、肉類、水産物、タマゴ、牛乳、野菜、果物、これらすべての食料の1人当たり年間消費量はすでに停滞・減少局面に転じており、東アジアの中でも食生活の変化の先頭に立つ事例である。韓国の場合は、肉類以外のものは停滞・減少局面に転じており、中国の場合は畜産物、水産物、野菜、果物がまだ増加傾向にある。砂糖と植物油は、日本、韓国、台湾にくらべ、中国の1人当たり年間消費量が明らかに少ないが、すでに停滞・減少傾向に入ったようにみえる。砂糖については、阮(2014)が中国の「低糖」食文化を指摘している。中華料理の特色は甘さではなく、香ばしさ、辛さ、酸っぱさがあり、おやつも甘さ控えめのもが多い(阮2014)。日本のスーパーのお菓子棚には基本的に甘いお菓子が並んでいるが、中国のスーパーのお菓子棚には五香味、麻辣味といった甘さ以外の味のお菓子が多い。

食生活の変化の先頭に立つ日本の場合、米以外にも砂糖、水産物、牛乳といった食料の消費量が著しく減少している。砂糖は、70年代以降減少するようになるが、70年代半ば以降異性化糖の生産が増加し(斎藤・内田・佐野2010)、また、70年代以降の日本ではダイエットやジョギングが定着するようになる。水産物の消費量の減少は、2000年代以降顕著であるが、肉類の消費量に代替された側面があり、若い世帯ほど魚介類の消費量が少ない(『平成30年度水産白書』)。牛乳の消費量の減少は、人口減少、少子高齢化、飲料市場の多様化による競争の激化などによるものであるといわれている⁷⁾。水産物と牛乳は、同一国内においても人口構造が変わると食生活も変わることを示す事例であるといえよう。

上記のように、低カロリーである野菜や果物を含めて様々な食料の消費量が停滞・減少局面に入ることにより、1人1日当たりカロリー摂取量も減少する。日本は1989年の2969kcal/日をピークに、台湾は2000年の3119kcal/日をピークに減少・停滞するようになる(FAOSTAT)。表1で示したように、2017年時点で、日本の1人当たりカロリー摂取量は2697kcal/日、台湾のそれは2976kcal/日である。1日に必要なカロリー摂取量は性別や年齢、身体活動レベルによって異なるとされ⁸⁾、すなわち、1国レベルでは、人口構造や産業構造による仕事のあり方(座り仕事中心なのか、立ち仕事中心なのか)によっても異なる。日本の1人当たりカロリー摂取量の減少の理由として、高齢者の割合の増加、身体活動量の低下、栄養調査の過小評価などがあげられる(石見2019)。そのうち、高齢者の割合の増加は、身体活動量の低下を促進する役割を果たす側面がある。

カロリーベースで考えると、2017年時点で中国の1人1日当たりカロリー摂取量は3197kcal/日で、韓国のそれは3369kcal/日であり、中国はいまだ増加傾向にあるのに対し、韓国はすでに2011年以降停滞局面に転じた(FAOSTAT)。東アジア各地の食生活にそれぞれ差異はあるが、日本、韓国、台湾における1人当たりカロリー摂取量の推移や主要食料の1人当たり年間消費量の推移から考えれば、中国の畜産物、水産物、野菜、果物の1人当たり年間消費量の増加傾向も近い将来止まると思われる。

表1 2017年における東アジアの1人当たりカロリー摂取量

(単位：kcal/日)

	中国	台湾	日本	韓国
動物性	724	652	548	629
植物性	2,473	2,324	2,149	2,740
合計	3,197	2,976	2,697	3,369

出所：FAOSTATにより作成。

表2 1人当たり耕地面積 (2013年)

(単位：ha/人)

オセアニア	1.56
北米	0.56
ヨーロッパ	0.37
南米	0.34
アフリカ	0.24
アジア	0.11
南アジア	0.13
東南アジア	0.11
東アジア	0.07
中国	0.08
台湾	0.03
日本	0.03
韓国	0.03

出所：FAOSTATにより作成。

肉類、タマゴ、牛乳、水産物（養殖）の需要が増えることは、これらを生産するための飼料の需要が増えることを意味する。鶏肉と鶏卵を生産するには生産量の4倍、豚肉の場合は6倍、牛肉は11倍、牛乳の場合は8倍の飼料穀物が必要とされる（時子山・荏開津・中嶋2019）。東アジア各国・地域において、食糧作物だけでなく、飼料用作物、砂糖の原料となる糖料作物、植物油の原料になる油糧作物、野菜、果物、これらすべての食料の国内完全自給は、耕地面積からしても、気候条件からしても厳しいものである。気候条件においては、例えば、小麦のモンスーンアジアでの生産は適地適作とはいえ、日本の水田で作られている小麦は品質も劣り、収量も低く不安定である（時子山・荏開津・中嶋2019）。

耕地面積については、表2に世界各地域の1人当たり耕地面積を示した。東アジアは世界的にも1人当たり耕地面積が最も少ない地域である。耕地面積が少ないため、経済発展による食生活の高級化・多様化が進むと、国内で供給できない部分は国際市場から調達するしかない⁹⁾。そのため、戦後東アジア各国・地域における食料自給率は趨勢的に下がる傾向があった。以下では、近年における日本、韓国、台湾、中国の米・小麦・トウモロコシ・大豆・

砂糖（甘味資源作物）の自給率について確認しておこう。

Ⅱ 東アジアにおける米・小麦・トウモロコシ・大豆・砂糖の自給率

1 自給率

農林水産省の資料によれば、カロリーベースの食料自給率は、2017年時点で、日本は38%、韓国は38%、台湾は32%だった。穀物自給率は、2013年時点で日本は28%、韓国は25%、台湾は20%だった。同資料によれば、2013年時点における中国の穀物自給率は100%だった¹⁰⁾。日本や韓国、台湾にくらべ中国には自給率に関する明確な政策目標がある。ただし、2013年時点において中国の場合、3大穀物（米、小麦、トウモロコシ）と大豆いずれもすでに純輸入を行っている状況だった。

米、小麦、トウモロコシと大豆は、人間の食料としても、家畜の飼料としても使用されており、もっとも基礎的な食料であると理解されている。中国の基礎的な食料の貿易状況をFAO統計資料で確認してみると、小麦は1960年代以降2002～03年、2006～08年を除けば一貫して純輸入の状況であり、大豆は1996年から輸入量を増やしている。トウモロコシは2010年から純輸入の状況が続いており、米は2011年に純輸入に転じた（FAOSTAT）。

米までが純輸入に転じた2011年に中国の農業部（2018年以降は農業農村部）が公布した「全国種植業発展第十二個五年規画（2011-2015年）」において米、小麦、トウモロコシについては自給率の政策目標を100%と明記している。2013・2014年になると、米と小麦の自給率の政策目標は100%のままであったのに対し、トウモロコシは95%になった。トウモロコシの主な用途は飼料と工業原料であり、主食用穀物としては米・小麦にくらべ優先順位が劣るためである（李海訓 2015）。

2015年秋以降、中国農業は「供給側構造改革」が行われており、それまでの食糧¹¹⁾作物の量的拡大を重点にしてきた状況とは異なり、穀物の質的向上の重視や、後に述べる米・トウモロコシ減反ともいえる政策も登場している。農業農村部が制定する「種植業工作要点」2020年版のような政策文件においても、生産量については「穩定糧食生産（食糧生産を安定させる）」と、曖昧な形で記述されている。この「穩定（安定）」は何を意味するか。「種植業工作要点」2017年版では、「穩」は、「食料生産が安定的に発展し、穀物の基本自給と主食用穀物の絶対安全の基礎を固める」という意味で使用されている。この2017年時点における意味が2020年現在変わっていないのであれば、2020年における穀物自給率の政策目標も、「穀物の基本自給と主食用穀物の絶対安全」すなわち、「米・小麦100%、トウモロコシ95%」のままである。なお、2019年1号文件においても「穀物の基本自給と主食用穀物の絶対安全」が強調されている。作付面積のレッドラインは、3大穀物合計で14億ムー（9333万ha）、そのうち米・小麦の合計は8億ムー（5333万ha）であるとされる。最新の

表3 2018年における東アジアの3大穀物と大豆の自給率

	中国	台湾	日本	韓国
米	99.6%	97.6%	94.0%	93.5%
小麦	97.9%	0.5%	11.9%	1.0%
トウモロコシ	98.7%	4.0%	0.0%	0.7%
大豆	13.9%	0.2%	6.1%	6.7%
砂糖 (2014年)	76.9%	6.9%	35.2%	0.0%

注1)：日本の米貿易量については財務省貿易統計を参照した。

注2)：在庫量は一定と仮定している。

出所：FAOSTATにより作成。

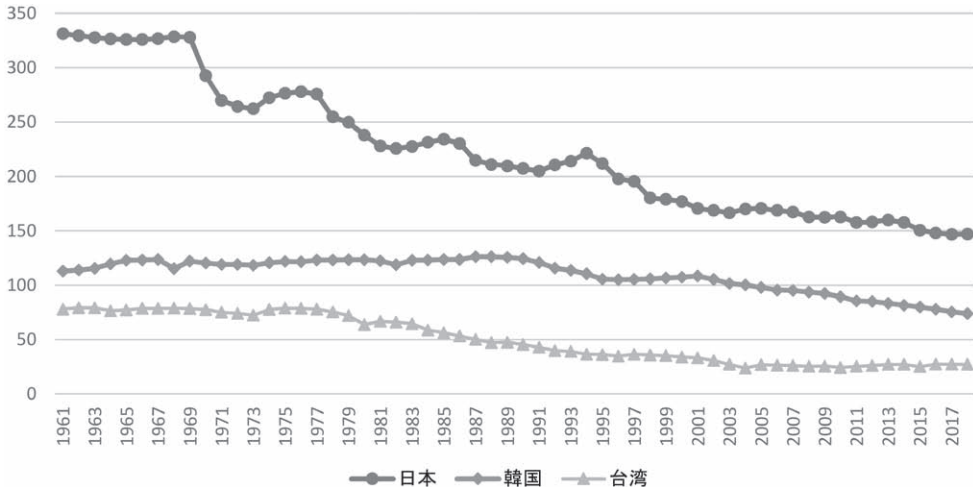
2019年の統計によれば、米の作付面積は2969.4万haであり、小麦は2372.7万ha、トウモロコシは4128.4万haで（中国農業農村部HP）、いずれもレッドラインを守れている。

こうした政策目標があるためか、米は、2019年には24万トンの純輸出を行うようになった（Global Trade Atlas）。2018年における中国の小麦自給率は97.9%であり、まだ政策目標である100%には達していない。同じく2018年におけるトウモロコシの自給率は98.7%であり、大豆の自給率は13.9%だった（表3）。トウモロコシの自給率は政策目標である95%以上を維持しているが、大豆の自給率は3大穀物にくらべてかなり低い。大豆は、既述のように主に植物油と飼料の原料として使用されているが、土地資源の制約や単収が伸び悩むという大豆を特性からして中国では、大豆の自給は目指しておらず、海外からの輸入に頼っている（李海訓2018）。砂糖（甘味資源作物）も、中国では農業政策の位置づけが3大穀物にくらべ劣っており、自給目標は設定されていない。

こうした中国の3大穀物・大豆・砂糖の自給率にくらべ、日本、韓国、台湾の自給率は明らかに低い水準である。表3に示したように、2018年現在、日本・韓国・台湾とも米の自給率は90%以上維持しているものの、小麦、トウモロコシ、大豆の自給率は1割程度ないしその以下である。前述の通り、食生活の高級化・多様化により小麦、トウモロコシ、大豆の需要が増える一方で、国内生産量は減少したためである。いずれの国・地域においても大豆と小麦の作付面積は、1960年代初頭にくらべると減少している。トウモロコシは、日本と韓国では1960年代以降減少しており、台湾では1988年までは増加するものの、それ以降減少に転じ、1996年以降急速に減少した（FAOSTAT）。上記の日本・韓国・台湾における穀物自給率の低さは、米ではなく、小麦とトウモロコシに起因することに留意されたい。

砂糖は、日本でいう「重要5品目」¹²⁾のなかの1品目である。表3によれば、砂糖の自給率（2014年）は、日本35%、中国77%、台湾7%、韓国0%である¹³⁾。韓国国内では、甘味資源作物（甜菜、甘蔗）はまったく栽培されておらず、韓国で消費される砂糖のすべてが輸入糖である。一方の台湾は、1977年以降甘蔗の作付面積を減らすようになるが、80年代までは一貫して砂糖の純輸出状況だった。しかし、今日の自給率は一桁となっている。日本

図 2 日本・韓国・台湾における稲作面積の推移（単位：万 ha）



出所：FAOSTAT により作成。

と中国では甜菜も甘蔗も栽培されているが、日本の場合、甜菜は1984年をピークに、甘蔗は1965年をピークに作付面積が減少したが、2010年代に入って甜菜の作付面積は6万 ha 以下となり、甘蔗の作付面積は2万 2000ha 前後で変動している。中国では、甜菜の作付面積は1991年をピークに減少しており、甘蔗の作付面積は1980年以降急速に増加したが、2013年をピークに減少に転じた（FAOSTAT）。

2 減反

例外的に高い自給率を維持している米は、冒頭に確認した米消費量の減少や食生活の変化にとともに、日本、台湾、韓国では作付面積を減少させてきた。図2でみるように、日本の米の作付面積は1970年から急速に減少するようになるが、これは減反政策が実施されたためである。第2次安倍政権になって減反廃止が表明されたが、実態としてはエサ用米の減反補助金が大幅に増加され、減反政策はむしろ強化された（山下2020）。台湾では1978年から米の作付面積が減少するようになるが、84年には減反政策が導入され（田島1994）、今も続いている。韓国では、減反政策は導入されなかった¹⁴⁾ものの、1989年以降、米価の支持水準を後退させたため、米の作付面積は減少した。とりわけ品質に劣る多収穫品種に対する価格支持の後退により、多収穫品種は1992年以降韓国から姿を消した（金2004）。2018年になって韓国でも転作補助金が導入され、翌2019年には休耕補助金も導入され、本格的に減反政策が導入された¹⁵⁾。

以上の減反については、単収の向上による生産量の増加と米消費量の減少により発生する過剰米はあまり輸出されず、国内米価の下落を防ぐために作付面積の縮小による需給調整が

行われたと解釈できる。日本、韓国、台湾の場合、過剰米を輸出したり、米を利用した新食品を開発したりしようとする発想はなかった。

穀物の減反政策は、アメリカでも実施されていたが、1971年に農務長官に就任したアール・バツ（Earl Lauer Butz）が実施した農業政策は減反ではなく、生産を奨励するものであり、それまでの農業政策は180度方向転換した。ソ連の穀物需要や新興国における畜産物消費の増加による飼料需要があったとはいえ、日本や台湾の米減反政策とは真逆の政策が実施された（ポール・ロバーツ 2012）。こうした政策転換による結果として過剰生産されたトウモロコシは輸出されただけでなく、国内畜産物の飼料として、また、コーンシロップやコーン油といった新商品の原料として使用されている。こうしたことは、アメリカで制作され、日本でも放送されたドキュメンタリー映画『キングコーン（King Corn）』（Mosaic Films, 2008年）でも描かれている事実である。

速水は、先進国では「食料問題解決の過程で農業技術の試験・研究制度は確立し、灌漑などの社会資本も充実している。その結果、農業の生産性は急速に上昇するのに対し、食料消費は飽和に達している。したがって、農業への生産要素の投入が減らなければ、食料供給は需要を超過し、農産物価格の低落さらには農家所得の減少を招いてしまう」（速水・神門 2002：20）と述べているが、日本・韓国・台湾の稲作農業は、その典型事例であり、政策的に土地という生産要素の投入を減らすことに成功している。

東アジアの後進国である中国でも、輪作補助金が2017年から、水稻の休耕補助金は2018年から導入され、ある種トウモロコシと米の減反政策が行われているが、日本や韓国、台湾の米減反政策とは意味が異なる。中国の場合は、長期的な食料安全保障のための休耕・輪作制度である。例えば、中国の東北では30年近くトウモロコシ連作を行ってきた地域が多く、そのため多くの土地がやせており、こうした地域では輪作作物として地力補充の機能をもつ大豆の栽培が奨められており、水田では、地下水の使用が基準以上になっている地域が水稻休耕の対象地域になっている。

日本、韓国、台湾における小麦、トウモロコシ、大豆、砂糖（甘味資源作物）の事情は、米事情とは異なり、消費量が増加したのに作付面積が減少した。これらの作物には、米の減反政策が行われる過程で、転作補助金（転作奨励金）ないし経営所得安定対策のための交付金が支払われている。台湾では、2018年時点で、小麦、トウモロコシ、大豆、甘蔗いずれも米転作奨励金の対象作物である（明石 2019）。韓国でも、トウモロコシと大豆は米転作奨励金の対象作物である¹⁶⁾。日本でも水田における麦、トウモロコシ、大豆の生産は、経営所得安定対策としての「水田活用の直接支払い交付金」の対象となる（農林水産省 2020c）。このほかに、韓国と日本には、畑作直接支払制度が存在する。甘味資源作物の生産が行われている日本では甜菜もその対象作物である。甘蔗は、畑作直接交付金の対象作物ではないが、甘味資源作物交付金の対象である（斎藤・内田・佐野 2010）。

表 4 日本と国際市場における農産物価格の変化 (1960年=100)

	1960	1970	1980	1990	1995
日本	100	195	432	509	487
国際市場	100	107	307	270	282
日本 / 国際市場価格比	100	182	141	188	173

出所：速水・神門（2002：136）。

以上で確認できるように、日本、韓国、台湾において、米の減反政策は小麦、トウモロコシ、大豆、甘味資源作物の作付面積を増加させる側面があるが、それによってこの4種類の食料の自給率が大幅に上昇したわけではない。これらの作物の作付面積の減少の理由は、工業化と都市化による農地転用が進み、さらに農業の比較優位の低下による耕作放棄の増加などで耕地面積が減少したこと、農業所得のより多い作物への転作が増えたこと、などであろう。

Ⅲ 農業保護問題

1 国内外の価格差問題と農業保護

東アジアの先進国・地域の場合、食料の輸入を増やす原因として土地面積の制限以外に、国際市場から調達する農産物の方が国産より安価であることもあげられる。

例えば、韓国の場合にはFAO統計で確認できる1970年時点で米、小麦、トウモロコシ、大豆、いずれも国内価格（生産者価格）が国際価格（輸入価格）¹⁷⁾より高かった。日本の国内価格（生産者価格）も、FAO統計で確認できる1966年（米）と1970年（小麦・トウモロコシ・大豆）時点において、いずれも国際価格（輸入価格）より高かった（FAOSTAT）。さらに、表4で確認できるように、日本の場合、国内の農産物価格は国際市場における農産物価格により割高の方向に推移してきた。1960年を基準に考えると、日本の農産物価格は90年代までに5倍に増加したのに対し、国際市場における農産物価格の増加幅は3倍程度に止まっていることがわかる。また、ニクソンショック以降、1973年からの変動相場制への移行後の円高傾向も農産物輸入に有利に働いた（田島2009）。

こうした日本の国内農産物価格と国際農産物価格の乖離の拡大は、日本の農業保護政策によるものであるといわれており、農業保護政策は、農業の比較劣位化により農業部門の従事者の所得水準が非農業部門の従事者のそれにくらべ低下することを防ぐためのものである。日本と同様な経験は、韓国と台湾でも再現されている（速水・神門2002）。

東アジアの後進国である中国においても、農業の比較優位が低下し、2000年代に入ってから農業保護政策を本格化させており¹⁸⁾、国内の穀物価格が国際価格より高くなっている

ことも指摘されている。それには2005年からの管理変動相場制への移行以降における人民元の為替レートの上昇も影響している（池上2015；池上2017a）。

なお、今日の中国において米と小麦に対しては依然と最低価格支持政策が維持されており、トウモロコシと大豆の場合は、それぞれ2016年と2017年に最低支持価格政策が廃止され、それにとまなう市場価格の下落が農家所得に与える影響をカバーするために生産者補助金制度が導入された。（李海訓2018）。砂糖の場合、2020年から機械化を進めるため機械化作業に対する補助金政策が登場している¹⁹⁾。これは、いまだ機械化が進んでいない甘蔗主産地において、機械化作業を進めることで生産費用を低下させようとする政策である。

前節からここまでの記述から確認できるように、米、小麦、トウモロコシ、大豆、砂糖（甘味資源作物）は、東アジアの各国・地域において、域内で栽培さえされていれば、いずれも程度の差はあれ、農業保護政策の対象であることがわかる。

2 東アジアにおける米・小麦・トウモロコシ・大豆・砂糖の国境保護政策

農業保護の手段として、政府の直接価格支持、生産補助金、国境保護措置などがあげられる（速水・神門2002）。稲作の減反政策を含む価格支持政策や生産補助金は国内政策であるのに対し、国境保護政策は対外的な政策である。海外からの安価な農産物が国内に流入し、国内農産物価格に影響を与えるのを防ぐことが目的である。以下では、東アジアの国境措置について確認したい。

表5には、2020時点における東アジア諸国・地域の米、小麦、トウモロコシ、大豆、砂糖の国境措置および2018年におけるそれぞれの輸入量を示した。

(1) 米

米は日本、韓国、台湾において関税割当制の対象である。いずれもミニマムアクセス米の数量が関税割当量となっており、1次関税は無税ないし低関税率に設定されているが、2次関税は高い水準である（台湾の45台湾ドルは約161円）。ただし、台湾では関税割当量の65%は政府、35%は民間が輸入しているのに対し、日本と韓国では、政府が関税割当量の全量について低関税による輸入を行っており、民間は、関税割当量の枠外で2次関税を負担しながら輸入しなければならない。現状においては、日本、台湾、韓国の米輸入量は基本的に輸入割当量の枠を超えていない。2018年における韓国の米輸入量は関税割当量を超えているが、翌2019年の米輸入量が32.8万トン（韓国関税庁HP）であることから考えると統計計上の日付から発生する差異だと思われ、韓国国内で減反政策を行う一方で、513%の関税を負担しながら海外から米を輸入する業者がいるとは考えにくい。

日本では、関税割当量の枠内では無税となっているが、輸入米が輸入価格のレベルで日本国内に流通しているわけではない。輸入米は、主に飼料用、加工用、食糧援助用として使用

表 5 東アジアにおける米・小麦・トウモロコシ・大豆・砂糖の国境措置

	日本	韓国	台湾	中国
米	関税割当量：77 万トン (100%) 1 次関税率：0 円 2 次関税率：341 円/kg 2018 年輸入量：67.2 万トン	関税割当量：40.87 万トン (100%) 1 次関税率：5% 2 次関税率：513% 2018 年輸入量：42.5 万トン	関税割当量：14,472 万トン (65%) 1 次関税率：0% 2 次関税率：45 台湾ドル/kg 2018 年輸入量：10.5 万トン	関税割当量：532 万トン (50%) 1 次関税率：1% 2 次関税率：65% 2018 年輸入量：303.5 万トン
小麦	関税割当量：574 万トン (100%) 1 次関税率：0 円 2 次関税率：55 円/kg 2018 年輸入量：565.2 万トン	自由貿易 関税率：9% 2018 年輸入量：386.4 万トン	自由貿易 関税率：6.5% 2018 年輸入量：123.5 万トン	関税割当量：963.6 万トン (90%) 1 次関税率：1% 2 次関税率：65% 2018 年輸入量：287.6 万トン
トウモロコシ	自由貿易 関税率：無税 or 9 円/kg 2018 年輸入量：1581.7 万トン	関税割当量：1,381 万トン (100%) 1 次関税：3% (飼料用 1.8%) 2 次関税：167% (飼料用 328%) 飼料用 920 万トン：0% 2018 年輸入量：1016.6 万トン	自由貿易 関税率：0% 2018 年輸入量：417.9 万トン	関税割当量：720 万トン (60%) 1 次関税率：1% 2 次関税率：65% 2018 年輸入量：352.2 万トン
大豆	自由貿易 関税率：0% 2018 年輸入量：323.6 万トン	関税割当量：18,578 万トン (100%) 1 次関税率：5% 2 次関税率：487% (or 956 ユオン/kg) 搾油用・大豆粕用 120 万トン：0% 2018 年輸入量：124.0 万トン	自由貿易 関税率：0% 2018 年輸入量：263.1 万トン	自由貿易 関税率：3% 2018 年輸入量：8803.4 万トン
砂糖	糖価調整制度 粗糖関税率：WTO 枠 71.80 円/kg 精製糖関税率：WTO 枠 106.20 円/kg 2018 年輸入量：粗糖 117.9 万トン 精製糖 0.6 万トン	自由貿易 粗糖関税率：3% 精製糖関税率：30% 精製糖 9.8 万トン：5% 2018 年輸入量：粗糖 180.0 万トン 精製糖 10.8 万トン	自由貿易 粗糖関税率：6.25% 精製糖関税率：17.5% 2018 年輸入量：粗糖 43.6 万トン 精製糖 59.2 万トン	関税割当量：194.5 万トン (70%) 1 次関税率：15% 2 次関税率：50% 枠外砂糖輸入：自動輸入許可管理 2018 年輸入量：粗糖 226.5 万トン 精製糖 53.5 万トン

注 1)：この表は、WTO 協定税率を基準にしており、この表と異なる関税率（一般税率や FTA, TPP による協定税率）が適用される場合もある。

注 2)：関税割当量の括弧内数字は国家貿易の割合。

注 3)：日本の砂糖関税率は、関税と調整金の合計値。

出所：関税率や制度については、(日本) 税関 HP (<https://www.customs.go.jp/tariff/>)、農林水産省 HP (<https://www.maff.go.jp/>) など、(韓国) 関税法令情報ポータル (<https://unipass.customs.go.kr/clip/index.do>)、農林畜産食品部 HP (<https://www.mafra.go.kr/sites/mafra/index.do>)、産食品流通会社 (2020)、農林畜産食品部・韓国農水産食品流通会社 (2017)、国家法令情報センター HP (<http://www.law.go.kr/>) など、(中国) 海関 HS コード検索サイト (<https://www.qgtong.com/HScode/>)、農業農村部 HP (<http://www.moa.gov.cn/>) など、(台湾) CPT 開港貿易一窓口 (<https://portalsw.nat.gov.tw/PPL/index>)、行政院農業委員会 HP (<https://www.coa.gov.tw/>) など、2018 年の輸入量については FAOSTAT により作成。

されているが、政府は輸入差益を上乗せして売り渡している（農林水産省 2020a）。

中国でも、米は関税割当制度の対象であるが、2次関税率は日本や韓国、台湾にくらべ低い。しかし、現状では関税割当量を消化しきれない状態である。関税割当量のうち、国家貿易の割合は50%である。

(2) 小麦

小麦は、韓国と台湾では低関税率による自由貿易の対象であり、中国では関税割当制度の対象であるが、中国の小麦輸入は、米と同様に2次関税率はそれほど高くなく、輸入量は米と同様に関税割当量を超えていない。

日本の場合、小麦は関税割当制の対象であり、関税割当量範囲内で小麦の輸入が行われている。関税割当量の全量が国家貿易の対象であり、上記の米と同様に輸入差益が存在する。小麦の1次関税率は0%であるものの、政府が輸入小麦を売り渡す時に輸入差益を上乗せしている。2020年4月におけるアメリカ産小麦（HSコード：1001.99-019）の輸入価格（保険料・運賃込みのCIF価格）は3万589円/トンであった（財務省貿易統計）。しかし、同時期における輸入食糧用小麦の政府売渡価格（5銘柄加重平均価格、税込価格）は5万1420円/トンだった。輸入差益は2万831円/トンであるが、輸入差益は政府管理費用や国産小麦の生産振興対策に充当される（農林水産省 2020b）。国産小麦価格（2020年産平均）は6万5073円/トンであり、輸入小麦の平均価格にくらべ高いが、輸入差益によって国内外産小麦の価格差は縮小されている。

(3) トウモロコシ

トウモロコシは、日本と台湾では無税ないし低関税による自由貿易の対象であるが、韓国と中国では関税割当制の対象になっている。中国の場合、トウモロコシは米や小麦と同水準の関税率が適用されており、関税割当量も米や小麦と同様に消化しきれない状態である。韓国では関税割当量とは別に、飼料用トウモロコシ920万トンが無税で輸入している。韓国国内の飼料価格を抑えることが目的であると思われる。韓国のトウモロコシ輸入量（2018年）が無税枠と関税割当量の合計値より少ないことから考えると、国境措置という意味では事実上自由貿易とかわらない制度である。

(4) 大豆

大豆は日本、台湾、中国では無税ないし低関税による自由貿易の対象であるが、韓国では関税割当制の対象である。しかし、韓国では関税割当量とは別に、搾油用・大豆粕用として120万トンの大豆が無税で輸入されている。植物油や飼料価格の上昇を抑えるためであろう。大豆も、実際の輸入量（2018年）は無税枠と関税割当量の合計値より少なく、関税割当制

といっても国境措置としての意味合いは自由貿易とかわらない。

(5) 砂糖 (甘味資源作物)

砂糖は、米・小麦・トウモロコシ・大豆にくらべて事情が複雑である。これは砂糖の特性にも関連する。甜菜も甘蔗もいずれも鮮度問題が存在しており、また重い・長いなどの理由により運送は非効率的である。そのため、いずれも原料生産地に製糖工場が立地することが多い。ただし、甜菜はほとんど直接白糖に製造されるのに対し、甘蔗の場合は、直接白糖に製造される場合もあるが、甘蔗—粗糖—精製糖 (白糖) という形で、まず粗糖に加工されることが多い。国内に甘味料資源作物の栽培がなくても粗糖を輸入すれば、精製糖を製造することは可能である。

韓国と台湾において、とりわけ粗糖は低関税による自由貿易が行われている。かつて盛んだった台湾の製糖業も、今や海外から粗糖を輸入して精製糖を製造するパターンがメインになりつつある (蕭 2016)。韓国の製糖業は、100% 輸入粗糖によって成立している。韓国の粗糖の関税は 3% であるが、韓国にとって最も重要な粗糖の輸入先であるオーストラリアとの間で韓豪 FTA が 2014 年 12 月に発効しているため、2019 年には 6 割の粗糖が無税で輸入されている (韓国関税庁)。韓国でも、台湾でも、精製糖関税率が粗糖関税率より高く設定されているが、国内製糖業を守ることが目的である。ただし、韓国の場合は、3 社からなる寡占産業である製糖業界に競争をもたらすため、精製糖については関税割当制を導入しており (李海訓 2016)、年間 9.8 万トンの精製糖が 5% の低関税で輸入されている (韓国農水産食品流通公社 HP)。

中国は、粗糖や精製糖を区分せずに、関税割当制を実施しているが、2 次関税率も比較的 に低く、2011 年以降は関税割当量を超えるレベルで砂糖が輸入されている。そのため、2014 年 11 月以降、政府は割当外の砂糖輸入を「貨物自動輸入許可管理」²⁰⁾ 対象に追加した。自動輸入許可管理は 2004 年に発布された「貨物自動輸入許可管理弁法」に基づくものであり、中国は WTO 加盟時に、特定商品の統計上の情報収集を目的として自動許可制度を導入するとした。「貨物自動輸入許可管理弁法」により、自動輸入許可管理の対象商品は、輸入を行うごとに、商業部からの自動輸入許可証が必要とされる。これは、国が一部の商品の輸入について監視するためであると理解されるが、同弁法第 15 条によれば、国が対象とする商品の輸入に対し、臨時的な輸入禁止や数量制限といった措置をとる場合があるとされる。理論的には輸入糖が国内の甘味資源作物の栽培に対し深刻なマイナス影響を及ぼす時には許可証の発行を禁止することにより、輸入量を制限することが可能となる (李海訓 2018)。

日本の砂糖貿易にかかわる制度はさらに複雑である。日本には「糖価調整制度」という独特な制度が存在する。「糖価調整制度」とは、輸入糖から調整金を徴収し、それを主な財源として、沖縄、鹿児島島の甘蔗農家と北海道の甜菜農家、そして国内産糖製造事業者に交付金

を交付する制度である（李海訓 2016）。直近では TPP が契機に 2016 年 12 月に糖価調整法の改正が行われ、TPP11 が日本で発効した 2018 年 12 月 30 日に改正された糖価調整法が施行された。これによって、それまで糖価調整制度の対象外であった加糖調製品からも調整金が徴収され、その調整金は新たな財源となった。加糖調製品に調整金をかけることになり、砂糖の国境措置はより厳しいものになった（李海訓 2017b）。

以上確認できるように、韓国と台湾では米のみが国境保護政策の対象である。主食でない大豆とトウモロコシ、砂糖だけでなく、主食として位置付けられる小麦も自由貿易の対象になっていることに留意されたい。すべての食料の自給が厳しい環境のなかで農業保護＝生産者保護を強めると食料価格が高くなり、消費者が困るからであろう。

中国では、大豆以外はいずれも関税割当制の対象であるが、米・小麦・トウモロコシ・砂糖いずれも 2 次関税率が比較的に低い。国内需要が国内供給を上回れば、輸入量が増加するはずであるが、現時点においては国内自給率が高く、米・小麦・トウモロコシの輸入量は、まだ関税割当量に比べ少ない状態である。砂糖は、すでに関税割当量を超えた量が輸入されており、事実上自由貿易とかわらない仕組みに変わりつつあったが、自動輸入許可管理の対象になったため、理論上は政策的な数量制限が可能な仕組みになった。

日本の場合は、トウモロコシと大豆を除けばいずれも国境保護政策の対象である。米と小麦は 2 次関税率が高く設定されており、割当量以上の量は輸入できない仕組みである。砂糖は TPP11 以降、加糖調製品までが糖価調整制度の対象となり、国境措置はより厳しくなった。表 3 に示したように日本の小麦・砂糖の自給率が韓国・台湾のそれにくらべて高い水準であるが、その主な理由の 1 つは、小麦と砂糖の国境保護政策である。

既述のように、東アジアにおいては耕地が人口にくらべて少ないため、すべての食料を自給するのは不可能であり、多くの食料を輸入せざるを得ないのが現状である。そうしたなかで、日本、韓国、台湾、中国いずれも米を国境措置の対象にしているのは、いずれの国・地域においても米が主食であるためであろう。

小麦を国境措置の対象にしているのは中国と日本であるが、中国の場合は小麦を主食としている地域があるなど、主食としての意味合いが強い。一方、日本では自給率が 10% 程度に過ぎないにもかかわらず、小麦は国境保護政策の対象になっている。それは、小麦は、水田の裏作として北九州や北関東で栽培されており、北海道では輪作体系のなかに組み込まれている作物だからである（清水・藤野・平澤・一瀬 2012）。小麦が国境保護政策の対象から外れれば、北海道の輪作体系も崩壊する恐れがある。

砂糖（甘味資源作物）を国境措置の対象にしているのも中国と日本である。韓国と台湾において、粗糖関税率に比べ精製糖関税率を高く設定しているのは、国内の甘味資源作物の保護ではなく、国内製糖業の保護措置である。

中国において、甘蔗は主に広西と雲南で生産されており、甜菜は主に新疆と内蒙古で栽培

されている²¹⁾。すなわち、甘蔗も甜菜も少数民族の人口の多い辺境地域で栽培されており、また、原料生産地に製糖工場が立地するという製糖業の特徴から考えると、砂糖の国境保護政策は、少数民族地域の地域経済の保護政策でもある。

一方、日本では、甜菜は北海道で栽培され、甘蔗は沖縄や鹿児島島の離島で栽培されている。甜菜は、北海道において小麦と同様に輪作体系のなかに組み込まれている。沖縄や鹿児島島の離島においては、甘蔗以外の作物を栽培するのは困難であるといわれているが、それは甘蔗が台風などの自然災害に強いためである（清水・藤野・平澤・一瀬 2012；『令和元年度食料・農業・農村白書』²²⁾）。沖縄や鹿児島島の離島における甘蔗栽培は防衛政策であるとの主張があることに留意されたい。すなわち、「人が住み続ける」ことが最も優れた防衛政策であるが、砂糖の国境保護がなくなれば、沖縄や鹿児島島の離島の甘蔗栽培や関連産業が崩壊し、島民は島を出ていくという（石川 2012）。

3 農業保護の理由と食料安全保障

農業保護政策の理由として、食料安全保障、農村過剰人口の生活安定対策、農業・農村の多面的機能の維持があげられるが（荏開津・鈴木 2020）、以上の東アジアにおける米、小麦、トウモロコシ、大豆、砂糖（甘味資源作物）の保護はどのように考えるべきなのか。

農業保護政策の3つの理由のうち、根幹をなすのは農村過剰人口の生活安定対策である。これは、既述の農業の比較劣位化と関連する。本稿で取り上げる5種類の作物についていえば、作物の種類を問わず、国内農業が比較劣位化すれば、農工間所得格差を是正するために農業保護政策が必要になる。そのため、上記のように、5種類の作物は、域内で栽培さえされていれば、国内的な農業保護政策を受けているのが現状である。

そして、農業生産者への所得補償として支払われる補助金が正当化される根拠は、食料安全保障と農業・農村の多面的機能である。実際、「農業・農村の多面的機能」の見解は広く起用されている（荏開津・鈴木 2020）。しかし、これはWTOの「緑の政策」²³⁾ 関連での後付け論理であって、農業という産業の従事者に対し、環境保全の名目で補助金を支給していることは、やはり疑問なしとはしない。

農業生産者への所得補償が正当化される根拠が食料安全保障になっている典型的な事例は、近年の中国である。14億人をかかえる人口大国は、「薄い市場（thin market）」である穀物の国際市場から食糧を調達することは困難であり、自国内において穀物の高い自給率を維持する必要がある。日本でも高度成長期以降、食料安全保障が注目されるようになったが、日本の場合、背景にあったのは危機対策ではなく、輸出国の農産物市場開放の要求に対する反対のための根拠であった（速水・神門 2002）。

食料安全保障とは、低所得国と高所得国において意味が異なるとされる。低所得国における食料安全保障は、日々の生活を維持するための食料を確保することであるのに対し、高所

得国の場合は、異常気象や戦争といった異常事態時に国民の生存のために必要な食料の供給を保障することである。高所得国の食料安全保障の手段として国内生産（食料の自給）、備蓄、輸入の安定化などがあげられるが、戦争になれば、輸入は危機対策としてはあてにならず、食料安全保障の手段としては、食料の自給が最も有効な手段であると理解される（時子山・荏開津・中嶋 2019；荏開津・鈴木 2020）。

高所得国・地域である日本や韓国、台湾の場合の食料安全保障の意味は、異常事態における食料供給の保障である。韓国と台湾にとって、国際政治環境からして有事に備えた食料の自給の必要性が重要な課題であることは疑う余地がなく、日本の場合も食料輸出国の不作や輸出規制、輸送障害といった要因により食料の輸入ができなくなる可能性がまったくないとは言いきれない状態であるため、食料自給政策は放棄できない重要な課題である。

問題は、いまの日本や韓国、台湾の食料自給率の程度で、国内農業を維持したところで、本当に異常事態になった時に食料の自給が可能になるかどうかである。表3の自給率からもわかるように、日本、韓国、台湾では、トウモロコシと大豆の輸入が途切れれば、間違いなく畜産物の消費はほとんど不可能になる。また、大豆油、砂糖、パン、ラーメンといった小麦粉で作られる食品もほとんど食べられなくなる。日本は、韓国や台湾にくらべると、小麦や砂糖についても国境保護政策を実施しており、上記のように穀物自給率も比較的に高いので、食料生産の潜在能力も高いと思われる。そのため、以下では日本の食料生産の潜在能力を示す食料自給力について確認しておこう。

農林水産省の試算によると、2019年時点で米・小麦中心の栽培を行う場合のカロリー供給量は1754kcal/人・日であり、イモ類中心の栽培を行う場合のそれは2537kcal/人・日だった。推定カロリー必要量は2168kcal/人・日であるので、イモ類中心の食生活になれば必要なカロリーは摂取できるが、米・小麦中心の食生活となれば、必要とされるカロリー量の確保は不可能となる²⁴。いまのままでは、異常事態になれば、イモ類中心の食生活を続けなければならない。

つまり、上記の農業保護政策と合わせて考える場合、異常事態時におけるイモ類中心の食生活を保障するために米・小麦や砂糖（甘味資源作物）の国境保護政策が必要だ、という論理になる。食料安全保障と農業保護政策との関連性は微妙なものであると言わざるを得ない。日本では、中国のように食料安全保障を、農業生産者への所得補償を正当化する根拠として根付かせることができていない。異常事態時においても、畜産物はあまり消費できないとしても、なるべくイモ類中心の食生活を避けるためには食料自給力を引き上げる必要がある。この点、いくら強調しても強調しすぎることはあるまい。

また、主食用穀物の貿易についてみると、2018年における世界全体の小麦の生産量（7億3400万トン）に占める貿易量（1億9000万トン）の割合は26%であるのに対し、世界全体の米の生産量（7億8200万トン）に占める貿易量（4800万トン）の割合は6%であった

(FAOSTAT)。こうした穀物、特に東アジアの主食である米の国際市場が「薄い市場」であることを念頭におけば、人口の多い²⁵⁾東アジア諸国・地域においては、食料自給力を引き上げることが課題であることは明らかである²⁶⁾。

食料自給力を引き上げるためには、農業資源の確保が重要であり、この場合、農地や農業用水の確保も重要であるが、それ以上に重要なのは農地や農業用水を使いこなせる人材（担い手）であり、担い手を確保できなければ農地や農業用水も確保できないことは、耕作放棄地の増加という事実が証明している（生源寺 2011）。つまり、食料安全保障を鑑みての、東アジア農業の最重要課題は担い手確保問題なのである。どのように必要な担い手を確保すればよいのか。中国の新しい農業経営体の事例をみていこう。

Ⅳ 老齢化社会が進む中での担い手たる農業経営体

1 家族経営の有利性

伝統的な家族経営について触れておきたい。戦後の東アジアにおいて家族経営による農業が長い間続けられてきたのは、農業経営における家族経営体制の優位性があったからである。本稿は大きくわけて2つの有利性があると考えている。

1つ目は、労働監視コストである。農業の特徴は、自然変動の影響を受けながら、植物ないし動物を育成することであり、農作業の標準化は困難である。そのため、労働の質によって収穫量や収入が変わってくる。固定賃金で高質の労働を保証するためには労働の監視が必要であるが、作業場である圃場の範囲が広いいため労働監視コストが高くなる。しかし、家族経営となれば、労働監視コストは不要となり、しかも高質の労働が保証されるだけでなく、老人や子供、主婦の労働も安価に利用できるため、家族経営が有利とされた（速水 1995）。

2つ目は、意思決定・責任の問題である。農業生産・経営には様々な意思決定とそれともなう責任の問題が存在するが、家族経営の場合は、農家が様々な意思決定を行い、その意思決定が失敗してもその責任は農家に帰属する。ここでいう責任の問題の場合、「あのリーダーのディシジョン・メイキングに従っていけば大体うまくいく、仮にはずれてもやむをえなかったとあきらめがつく」（大内 1983）レベルのリーダーがいれば、そのリーダーが意思決定とそれともなう責任を負うことになるが、そのようなリーダーの存在しない場合、各々の家族経営が意思決定の主体になることが多い。

しかし、家族経営は有利性ばかりではない。農家の構成員は農業労働力でもありながら経営者でもあるが、例えば日本の場合、農家は職人であって、経営者としての役割は果たしていない（竹下 2019）。農家が規模拡大して法人化した場合であっても、実態としては農家による家族経営が多い。少数の農業法人を除けば、一般の企業とは異なり、「新しいこと」を行わない、東畑精一のいう「単なる業主」（東畑 1936）である。農業保護政策の下にある韓

国と台湾の事情も同様だと思われる。それぞれの農家（ないし農業経営体）が自力で付加価値を増やしたり、コストを減らしたりして、国内産農産物が国際市場においても競争力があり、農業部門の従事者が非農業部門に匹敵する収入が得られるのであれば、農業保護政策は必要ない。担い手農業経営体に経営者意識がなければ、「新しいこと」は始まらない。

農業労働力の高齢化により、体力的・能力的に1人前の農作業がこなせない高齢農家が増加する今日においては、家族経営は必ずしも最善策ではなく、経営者意識をもつ企業的な農業経営体も必要である。高齢農家と企業的な農業経営体との関係として、どのような関係があり得るのか。

以下では、農家の高齢化の下で進行している中国の大規模農業経営の優良事例を紹介しておきたい。

2 労働集約的な作物

野菜（露地）や葉タバコ栽培は機械化が進んでおらず、土地利用型農業の中でも労働集約的である。ただ、農業所得の面では穀物に比べ優れている。2018年に中国河南省の葉タバコ産地の調査時に、小規模高齢農家は農業経営からリタイヤし、農地経営権²⁷⁾を農民合作社や家庭農場に貸し、その農民合作社や家庭農場に雇用される事例があった。

近年中国では、家庭農場や大規模専門農家（専業大戸）、農民合作社、竜頭企業などの形態の農家以外の農業経営体が登場している²⁸⁾。このうち、家庭農場は、家族労働力に依拠した農業経営を行うことが条件とされるが、実態としては家族労働のみでは農業経営が成り立たず、雇用労働力を導入した農業経営を行っているケースが多い。それぞれの農業経営体の営農方式の種類は複雑であるが、典型例としては、大規模農業経営を行う際に、①農家から農地（経営権）を借りて、労働力を雇用する形で大規模経営を行う場合と、②農作業は個々の農家が行うものの、品種から肥料、農薬、栽培技術などを農家に提供し、収穫された農産物は市場価格より高い価格で農家から買上げ、加工・包装して販売する場合がある。この場合、大規模農業経営体が個々の農家から部分作業受託を行う場合も少なくない。

中国の葉タバコ産地調査時に得られた知見によれば、河南省の葉タバコ産地は①の形態であり、雲南省の葉タバコ産地は②の形態だった。この差異について、丸川（2021）は、雲南省の葉タバコ産地には青壮年の労働力が残っており、葉タバコ農家は積極的に農業経営を行っているのに対し、河南省の葉タバコ産地では若者の流出が進み、残っているのは高齢労働力のみで、高齢農家の場合、体力的に限界があるため、自分で農業経営を行うよりも、意欲のある大規模農業経営体に雇われた方が安定した収入が得られるからだと解釈する（丸川2021）。

この場合、上記の意思決定・責任の問題は、家庭農場や農民合作社のような大規模農業経営体が負うことになるが、中国でこうした大規模農業経営体の責任者は、村長や村委書記を

含め、地元の有力者ないしその関係者である場合が多い。そのため大規模農業経営体の責任者は、上記の意思決定とそれにもなう責任を負うリーダーである場合が多い。ただし、家庭農場や農民合作社といっても、大規模農業経営の過程で、労働力を雇用したり、利益を追求したりするという意味では企業と変わりがなく、政策によって作られているとしても、民間側からすれば、免税を含む様々な優遇政策の対象になるために作られる農業経営組織である。

労働監視コストについては、②の形態の場合は、農作業を担うのは家族労働だから「監視せずとも働く」労働力を確保できたことになる。一方、①の形態の場合は、労働監視コストがかかることになるが、労働集約的な性格をもつ葉タバコ農業を営むためにはどうしても雇用労働力が必要となり、そのため、高齢労働力しかない状況では、地元の高齢労働力を雇用せざるを得ない。ただし、高齢労働力を雇用する場合、非農業部門に匹敵する賃金水準ではなく、生活を維持するに足る賃金水準であれば十分で、農業経営の費用を節約することもできる。「労働監視せずとも働く」青壮年社員を確保できたわけではないが、高齢労働力を有効に利用した事例である。これからの東アジア農業における担い手とは、青壮年労働力を有する家族経営だけではなく、青壮年社員の確保できる企業や、高齢労働力や高齢農家と効率のよい雇用関係を維持できる、経営者としての役割を果たす地域のリーダーなどであろう。「労働監視せずとも働く」青壮年社員を確保できた企業については、以下の稲作の事例で紹介する。

3 稲作

稲作農業は、耕耘、田植、収穫だけでなく、ドローンの利用により、肥料・農薬の散布も機械で行われるようになっており、圃場管理作業などの機械化されていない部分作業が残っているとはいえ、いまや労働集約的な農業ではない。稲作農業の機械による作業の場合、手作業にくらべると粗放的な側面があり、単収は1割程度下がるとされるが、労働監視コストは大幅に削減できる。大規模農業経営体にとっては、都合の良い農業経営環境である。ただ、上記の野菜や葉タバコにくらべると、農業所得の面では劣っている。

一方、高齢農家の場合、稲作農業については様々な選択肢がある。日本のように農業機械への「過剰投資」（芦田 2016）が進んでいる社会においては、小規模稲作農業を自家労働力と自家所有の農業機械で行う場合が多いが、高齢化により年間を通した農業経営に体力的・能力的な限界を迎えた場合、作業委託や農地（中国の場合は農地経営権）の賃貸借が選択肢としてあげられる。作業委託の場合、経営者は農家であるため、年間の農業経営にかかわる意思決定や責任問題は農家側が負う。農業経営を行う過程で、農家自身で行うには困難・非効率な部分作業の作業委託を行うことになるが、稲作農業の場合、耕耘や田植、収穫、施肥や農薬の散布といった特定の作業を委託する場合が多く、圃場管理などの管理作業は農家が

行う場合が多い。水田の場合、畑作にくらべ管理作業が複雑であるため、畑作のように全部の作業を委託する場合は少ない。稲作農業は、農家がすべての農作業を委託しなければならないような状況になれば、その時は作業委託ではなく、農地の賃貸借が選択されると思われる。

中国で展開されている農民合作社のような大規模農業経営体は、農家と作業受委託の関係にある場合でも、品種の選択などの意思決定やそれにとまなう責任を負うことが多い。それは、上記②の形態の場合、大規模農業経営体は種子を含む農業資材の提供だけでなく、生産物の買付や販売も行っているためである。この場合、生産物である粳は農家の所有となるが、大規模農業経営体は個々の農家と契約栽培の関係にあり、生産物は市場価格にくらべ少し高い価格で買い取りされる。韓国や台湾にも稲作の契約栽培の形態があるが、品種の選択の意思決定やそれにとまなう責任は、農家ではなく、米穀総合処理場（韓国）や乾燥調製施設（台湾）といわれる日本のカントリーエレベーターのような施設が負うと思われる（品川 2016；農林中金総合研究所 2017）。ただし、米穀総合処理場や乾燥調製施設が大規模農業経営体によって運営される場合は、意思決定や責任問題は、中国の農民合作社と同様な仕組みであろう。

契約栽培における労働監視コストは、農作業を行う農家側の問題になるが、大規模農業経営体も労働力を雇用するため、大規模農業経営体内部にも労働監視コストの問題が存在することになる。以下に、「監視せずとも働く」社員を確保している事例を紹介する。

筆者が訪れたことのある吉林省の A 合作社の責任者は、当該村の元村委書記だった。元書記は、農学系大卒の若者 4 人を雇用しており、「基本給 + 出来高給」の給与体系を導入している。基本給は 3000 元 / 月であり、これは 2018 年時点の吉林省における農林牧漁業関連非私営企業の従事者の平均年収 3 万 8397 元 / 年と大差ないが、農林牧漁業関連私営企業の従事者の平均年収 2 万 4087 元 / 年にくらべると、1000 元 / 月程度高い水準である（『中国統計年鑑』2019 年版）。

A 合作社は、すべての合作社構成員に対して、同じ品種を使用するようにし、有機米栽培を行っており、収穫された粳は市場価格より高い価格で買い上げる。そして自社で脱穀し、包装して、ブランド米として販売する。こうした合作社内事業以外に対内・対外的にはドローンなどの農業機械による作業受託や自社米のブランド化による高付加価値化の推進、マーケットの開拓などの事業も展開している。出来高給とは、こうした対外的な事業による売上への貢献などに対して支払われる給与であるが、貢献度によって出来高給は多くなり、基本給を超える月もあるという。この給与体系が「監視せずとも働く」社員の確保を可能にした。4 人の若者には常に利益を追求するインセンティブがあり、実際 4 人の若者が A 合作社の運営の中心となっており、米の品質を向上させるために現場で技術指導を行うなど、売上や利益を追求している。

非農業部門に劣らない給与体系を導入したことにより、若者社員を確保している事例は日本でも確認することができる。日本の某大手小売業系列の農業法人I社の場合、若者の応募者が多く、離職率も低いが、その大きな理由は給与体系にある。筆者の日本酪農調査で得られた知見によれば、家族経営から規模拡大して法人になった農業経営の場合でも、給与体系が優れておらず、社会保障制度も整っていない場合が多い。しかし、I社の場合、同系列会社と同じ給与体系を導入しており、さらに残業がないなど一般の企業と変わらない雇用体系である。

また、I社は、正社員だけでなく、パート従業員を60人以上雇用しているが、その中で60歳以上の年齢層が6割を占め、中には80代の高齢者も働いているという。この場合、中国河南省の葉タバコ産地のように、意思決定・責任の問題は企業側が負うことになり、労働監視コストも増加することと思われるが、高齢労働者の場合、比較的安価な賃金で雇用することができるメリットもある。若い社員に対しての一般の企業と変わらない給与体系の維持や残業のない職場の維持のためにも、企業として利益を上げなければならず、職人意識の家族経営とは異なる。

A 合作社に話題を戻すと、個々の農家をまとめる役割を果たすのは元村委書記である A 合作社の責任者であるが、圃場管理などを含む農作業は農家側に担わせており、農家側は田植や収穫、肥料・農薬散布といった部分作業を A 合作社に委託することもある。A 合作社が家族経営の有利性を利用していることになるが、こうしたビジネスモデルは、農家の高齢化による体力的な限界を迎える時まで続けられるであろう。体力的に通年の農作業が可能だとしても、田植機や収穫期といった農繁期を年々きつく感じるようになってリタイヤすることもあるが、現状の補助金制度だと、農家がリタイヤしにくい状況である。

中国の高齢農家は家族農業経営からリタイヤした場合、複数のルートから収入を得ることが可能である。すなわち、上記葉タバコ農家の事例から確認したように、農地（経営権）を賃貸することで地代を受け取り、大規模農業経営体に雇われて賃金を受け取ることができる。2015年までは食糧直接補助金や優良品種補助金、農業生産資材総合直接補助金といった「3つの農業補助金」も農地請負権をもつ者が受け取ることができた。2016年以降の「3つの農業補助金」は「農業支持保護補助金」として調整され、政策目標は「耕地の地力保護」と「適正規模による食糧農業経営」に調整され、貿易歪曲的な「黄の政策」は「緑の政策」に改められた。このうち、「耕地の地力保護」にかかわる補助金の受取対象は原則として農地請負権をもつ、農業生産を行う農家であるとされ、「適正規模による食糧農業経営」にかかわる補助金の受取人は農業生産を行う者で、すなわち農業経営権をもつ者である²⁹⁾。「適正規模による食糧農業経営」にかかわる補助金は農業経営から手を引けば受け取ることができなくなる。「耕地の地力保護」にかかわる補助金は、地域の実態に合わせて柔軟に実施することができるが、基本的には地力維持のための休耕に対する補助金の以外は、

地力維持のための輪作補助金を含めて、農地請負権をもっているとしても農業経営を行わない場合は受け取ることができないと思われる。

借地型大規模農業経営が可能な条件は、借手側の農業生産の剰余が貸手側の農業所得より大きいことであるとされるが（梶井1973）、速水・神門（2002）では、この梶井理論が家族労働の限界不効用を考慮していないとし、借地型大規模農業経営の成立条件を、「上層農の剰余 \geq 下層農の所得-家族労働の不効用」だとする。したがって、高齢農家はリタイヤしても生活が成り立つのであれば、自分で農業経営を行って得られる所得を下回っても農業からリタイヤすることもある。この式に当てはめて考えても、農地請負権をもつ者（下層農）が補助金を受け取るのであれば、高齢農家はよりリタイヤしやすくなるのである。中国の農業補助金制度の調整は、「高齢農家のリタイヤしやすい仕組み」から「上層農という幼稚な産業基盤を育成する仕組み」に変わったとみることができる。

李海訓（2015）の吉林省の高齢稲作農家の事例分析によれば、高齢農家は農業からリタイヤしても生活可能な水準の収入が得られる状況であった。地代収入、農繁期における日雇い労働による収入、自留地³⁰や庭先における野菜・大豆栽培による収入、そして農業補助金も重要な収入源だった。2013年時点を基準とした事例であるから、当時は農業経営からリタイヤしても請負権をもつ農家は農業補助金を受け取ることができた。しかし、2016年以降農業補助金を受け取れなくなったことにより、高齢農家は農業経営からリタイヤしにくい状況になった。補助金収入がなくなることにより、生活に必要な水準の収入が得られなくなる可能性があるためである。ただし、庭先や自留地での野菜栽培や大豆栽培による収入が確保できるため、年間の生活に必要な収入が得られる状態である（李海訓2015）。こうしたことから考えると、中国の自留地制度は、農地流動化を促進する役割を果たすと評価すべきであろう。

中国のように自留地制度のない日本や韓国、台湾では、農業からリタイヤすれば地代収入に依存することになり、中国よりはリタイヤしにくい状況であると思われる。

4 作業委託と農地の賃貸借

作業委託から農地の賃貸借に転じるターニングポイントはなにか。稲作農業経営の場合は、圃場管理作業を考慮しなければならない。作業委託を利用する場合の稲作農業経営収入は、「収入=委託者稲作所得=粗収益-作業料金-物財費等=自作地地代+管理作業労働報酬」の関係が成立する。高齢者であるため、機会費用とかかわる自家労賃は考える必要がないが、管理作業労働報酬は考えなければならない。他方、通年賃貸借の場合は、収入=地代であるが、ここでの地代を、作業委託の場合の自作地地代と同様な評価だとすれば、管理作業労働報酬がマイナスになる時に、稲作農業経営は作業委託から農地の賃貸借に転じるとされるが、茨城県田谷川地区の場合、継続的な米価下落が管理作業労働報酬のマイナス化の原因だった

(西川 2015)。この論理が正しければ、物財費や地代、作業料金が大きく変化しない条件下では、米価が下落すれば賃貸借による稲作農業経営の規模拡大はもっとスムーズに進むはずであり、東アジアの稲作において賃貸借が進まない重要な理由は、減反政策による米価の維持であると結論付けることができる。

農業経営者の高齢化が日本よりも進んでおり、高齢農家の経営移譲を進めるための制度を導入したとしても、米価が下落しなければ賃貸借は難航する。その事例が韓国である。2015年時点で、日本の農業経営者の中で60歳以上の者が全体の74.1%を占め、70歳以上の者は全体の40.6%を占めていた(「2015年農林業センサス」)。同じく2015年時点において、韓国の農業経営者の72.6%が60歳以上であり、46.4%が70歳以上であった。稲作についてみると、農業経営者の43.6%が70歳以上だった(ユ・チャンヒほか2019)。韓国では、1997年以降、高齢農家の経営移譲を進めるために経営移譲直接支払い制度を導入し、2011年には農地年金事業³¹⁾も始め、制度的に農家の所得安定を強化してきた(品川2015)。要するに、高齢農家のリタイヤしやすい仕組みを構築してきたが、結局韓国において農地の賃貸借は難航している。2005年時点で水田面積(94万8345ha)のうち自作地面積57万5211ha、借地面積37万3134haだったが、2015年になると、水田面積(73万7415ha)のうち自作地面積は42万7163ha、借地面積は31万252haとなり、借地面積は6万ha以上減少したのである(『農林漁業総調査』各年版)。

一方、韓国において作業委託は比較的順調に進んでいる。2005年の場合(稲作農家93万5318戸)、作業委託を行う稲作農家数は、育苗は27万5783戸(全体の29.5%)、耕耘59万9529戸(64.1%)、田植58万2450戸(62.3%)、農薬散布30万3177戸(32.4%)、収穫79万2684戸(84.8%)だったが、2015年に(63万5364戸)になると、育苗は29万6791戸(全体の46.7%)、耕耘38万8992戸(61.2%)、田植42万9736戸(67.6%)、農薬散布27万6451戸(43.5%)、収穫51万6986戸(81.4%)だった(『農林漁業総調査』各年版)。全体的に稲作農家数が2/3程度に減少するなかで、作業委託に頼る稲作農家の割合は、耕耘作業と収穫作業ではわずかに減少したが、育苗や田植、農薬散布作業では増加している。つまり、借地面積は減少しているのに、作業委託は依然と順調である。大雑把な計算によると、この間、韓国において「粗収益-作業料金-物財費等」が支払い地代より多く、すなわち管理作業労働報酬はプラスだった(『農畜産物生産費調査』各年版)。種苗費・化学肥料費・農薬費といった物財費や委託作業料金、支払い地代はいずれも高くなったが(『農畜産物生産費調査』各年版)、米価は、変動はあったものの、2005年と2015年両時点をくらべると上昇しており(農林畜産食品部2019)、結果的に管理作業労働報酬のプラス状態が維持されている。さらに、韓国の農家は日本の農家と同様に農地を手放そうとしない傾向がある³²⁾(李海訓2015)。

農地を手放そうとしないのは台湾の農家も同様である。台湾の場合も、1期作ジャポニカ

米を事例とした大雑把な計算によると管理作業労働報酬はプラスである（『108年農業統計年報』）。また、台湾では、農家を続けることは、65歳からもらえる積立不要の年金（老農年金）を確保できることになり、農地を貸し出すと不利益に繋がる可能性があるため、貸賃借は進んでおらず、作業委託を利用する農家が多いという（農林中金総合研究所2017）。こうした状況の下では、高齢者だけでなく、若者であっても、より多くの収入の得られる非農業部門で働きながら、基本的に農作業は外部に委託し、管理作業のみを行う農家として、農業部門に残り続けるであろう。

台湾農業の担い手も高齢化が進んでおり、台湾の農業政策においては一貫して担い手の高齢化³³⁾問題が強調されている。2010年時点の農牧業における農家（72万戸）のうち、農業経営者の年齢が65歳以上である農家の割合は全体の44%を占め、農業経営者の平均年齢は62歳であった（行政院農業委員会2016）。台湾農業も、日本や韓国と同様に農業経営の意欲や能力をもつ担い手たる農業経営体の確保が課題である。

以上の限られた事例から得られる知見をまとめると、野菜や葉タバコのように、労働集約的であり、圃場管理が複雑ではない作物の場合、やる気のある大規模農業経営体が存在したら、高齢農家は農業経営からリタイヤし、農業労働者に転じる可能性があるが、稲作は労働集約的ではなく、また管理作業が複雑であるため、管理作業は農家に担わせる形を取る大規模農業経営体の営農方式も効率的である。高齢農家も管理作業労働報酬がプラスであれば、農業経営を続けるであろう。ただし、いずれの形態にしても、個々の高齢農家を牽引する存在として、経営者としての能力をもつ、やる気のある大規模農業経営体が機能していることが重要である。中国の事例ではあるが、農業労働力の高齢化が進む状況下での作物特性に適した農業経営方式として、東アジア農業においても参考可能な事例であると評価されよう。

ただし、上記の事例は、給与形態を含め先端的な事例であると理解され、中国におけるすべての大規模農業経営体が経営者の素質をもつ、やる気のある経営者によって運営されているわけではないので、近年は政策的に新型職業農民の育成を試みている。

5 中国における新型職業農民

中国では、2012年の1号文件で「新型職業農民」の概念が提起され、それ以降新型職業農民の育成が始まっている。新型職業農民とは、農業を職業としており、相応する専門技能を持ち、所得の主要部分が農業の生産・経営からのもので、かつその所得水準が一定レベルに達している農業従事者である。伝統的農民や兼業農民と区別される農業の担い手であり、「誰が農業をするのか」、「どのように農業をするのか」という課題を解決するための担い手として期待される。新型職業農民に認定されれば、様々な優遇政策の対象となる（沈・夏2019）。

新型職業農民には、生産経営型職業農民、専門技能型職業農民、専門サービス型職業農民

が含まれる。このうち、生産経営型職業農民には、主に専業大戸、家庭農場、農民合作社の責任者が含まれている（沈・夏 2019）。

専門技能型職業農民は、専業大戸、家庭農場、農民合作社、農業企業などの新型農業経営体において、農業労働に従事し、これを主な収入源とする農業労働者を指す（沈・夏 2019）。

専門サービス型職業農民は、農業生産過程のみならず、農業生産の前後にかかわるサービスを提供し、これを主要な収入源とする農業サービスの従事者を指す。主に村レベルで活動する農村經紀人、農村情報員、動物防疫員、農業機械サービス員、病虫防除員、動物防疫員などが含まれ、そのほかにも搾乳ステーション管理員、村級資産管理員、肥料配合員、農村土地請負調節仲裁員、農業機械販売員、農薬販売員、農業機械修理員、動物薬品販売員、水産養殖病害防治員など、農業部門にサービスを提供する様々な職種が含まれている（沈・夏 2019）。

いずれも、教育・訓練を受ける必要があり、認定基準は地域によって異なるものの年齢は 60 歳以下ないし 55 歳以下に設定されることが多く、学歴や収入水準にも基準が設けられている。例えば、陝西省では、初級職業農民は中学以上の学歴、中級職業農民は、高校または高等専修学校（中専）以上の学歴、高級職業農民は専門学校（大専）以上の学歴が必要となり、収入面では、収入源は主に農業であり、初級職業農民は一般農民の収入の 5～10 倍、中級職業農民は 10～20 倍、高級職業農民は 20 以上と設定されている（沈・夏 2019）。

こうした新型職業農民が必要とされるのは、単純な農業労働力や農業にサービスを提供する業種の確保だけでなく、経営者の素質をもつ担い手が必要とされるためである。中国の現代農業の特徴として規模化、市場化、産業化、知識化、減肥料・減農薬化（緑色化）があげられているが、ここでいう市場化の場合、農業経営を、伝統的な「生産量中心主義」から「収益中心主義」に代替するという意識変化が必要とされる。産業化は、農産物の生産という伝統的な農業のあり方から加工、販売といった川下産業への参入が必要とされる。そして、知識化は、イノベーションが牽引する農業の実現を目指している（沈・夏 2019）。こうした現代農業の構築は、比較劣位化した農業部門の高付加価値化につながり³⁴⁾、担い手たる農業経営体の収入が非農業部門に匹敵する水準になることを可能にし、さらには国際競争力のある農業の構築にもつながる。しかし、こうした農業は、伝統的な農家や兼業農家により達成できるものではなく、とりわけ生産経営型職業農民の活躍が必要とされる。生産経営型職業農民は、新型職業農民の中で最も重要である（沈・夏 2019）。

中国の農村には、2 億 2688 万（2017 年）の農家³⁵⁾が存在しており（『中国農業統計資料』2017 年版）、かつ、農村における農業担い手は「兼業化・高齢化・低文化」状態である（沈・夏 2019）。また、1960 年代生まれの農業従事者が分厚く存在しており、この層が基幹的な農業担い手層であるが（田島 2017）、その多くが「単なる業主」である。60 年代生まれの層が農業からリタイアするまでは、この層を誰が、どのような方法により牽引するのかも

重要な課題であるが、この課題の解決は生産経営型職業農民に期待される場所である。

本稿で取り上げた5種類の作物は、野菜や葉タバコなどの作物にくらべると収益性の面で劣っている。農業経営体の従事者が非農業部門に匹敵する収入が得られるようにするためには、生産コストを削減し、収益を増やす形で利益を伸ばすしかない。農産物の高付加価値化は収益の増加につながる。

生産コスト削減の面においては、東アジア各国・地域で様々な取組が行われており、日本の集落営農も生産コストを削減するための取組である。農業機械の共同利用や作業の共同化により農業経営の効率化を目指す、農業機械の利用率は低く、課題はまだ残されている(李海訓 2020)。

生産コスト削減にかかわる担い手育成事業については、韓国の食糧作物共同経営体(トゥルニョク経営体)の育成事業を紹介しよう。当該事業の目的は、食糧作物全般にかかわる生産・流通条件の改善のために集団化された50ha以上のトゥルニョク(水田+畑)の規模化・組織化および共同経営を通じて、農家所得の増加と生産コストの削減を実現することである³⁶⁾。日本の集落営農を連想させるものであるが、現地調査による品川(2015)によれば、生産面において、作業の共同化・協業化を行う日本の集落営農のような経営体ではなく、稲作の場合、防除以外の主要な部分作業は個々の農家が担っているため、防除作業以外は規模の経済のメリットが発揮されない「個別農家の集合体」が実態である(品川 2015)。新しい農業経営体を創出しようとしたものの、順調ではなかったようである。

日本の集落営農も韓国のトゥルニョク経営体も、共同・協業を目指す経営体であるが、外部の経済環境や家族構成が変化すれば、共同・協業が挫折することは約40年前に発表された日本の事例研究で示されている(高橋 1973)。中国の大規模農業経営体は、共同・協業ではなく、企業であるが、日本と韓国の共同・協業を目指す経営体は、農家を牽引する役割を果たす企業ないし経営者ではない。

おわりに

本稿では、①中国農業の担い手のあり方が、東アジアの先進国・地域に新たな知見を提供しうるのでどうか、②作物ごとの農業保護政策の実態はどのようなものなのか、この2点を検討してきた。

まず、②について。戦後の東アジアにおける食生活は変化し、畜産物や水産物、植物油、砂糖といった食料の消費が増加した。したがって、人口にくらべ、農地面積が少ない東アジアでは、国内で供給できない部分は輸入に依存せざるを得ない。しかし、食料輸入を自由化すると、国内産同種類の食料価格を引き下げることになると理解されている。こうした複雑な環境のなかで、東アジア各国・地域でどのような農業保護政策が行われているかを、米・

小麦・トウモロコシ・大豆・砂糖（甘味資源作物）の事例から検討した。

国内的な政策としては、東アジアの各国・地域において、5種類の食料は域内で栽培さえされていれば、いずれも農業保護政策の対象である。しかし、国境保護政策については、地域間・作物間の差異がみられた。米についてはいずれの地域でも国境保護政策が採られているものの、米以外の4種類の食料については、韓国と台湾では、いずれも自由貿易ないし自由貿易に近い政策が実施されている。農業保護＝生産者保護を強めると、消費者にとっては望ましくないからであろう。日本はトウモロコシと大豆は自由貿易の対象としているが、小麦と砂糖については国境保護政策を実施しており、砂糖の場合、TPP11以降国境措置はより厳しくなった。砂糖の国境措置は、北海道の地域経済保護だけでなく、離島の防衛政策にもなる。

中国では、大豆は自由貿易対象であるが、米・小麦・トウモロコシ・砂糖については関税割当制が実施されている。ただし、米・小麦・トウモロコシ・砂糖いずれも2次関税率が比較的に低く、国内需要が国内供給を上回れば、輸入量が増加するはずであるが、現時点においては国内自給率が高く、米・小麦・トウモロコシの輸入量は、まだ関税割当量より少ない状態である。砂糖は、自動輸入許可管理の対象になっており、理論上は政策的な数量制限が可能な仕組みになっている。中国における砂糖の国境措置は、辺境の少数民族地域の地域経済に寄与する側面がある。

農業保護の理由として食料安全保障があげられる場合が多いが、東アジアの先進国・地域の中で、穀物自給率が比較的に高い日本の場合であっても、農業保護と食料安全保障との関連性は微妙で、現状では、異常事態時におけるイモ類中心の食生活を保障するために米・小麦や砂糖（甘味資源作物）の国境保護政策が必要だ、という論理である。

日本で異常事態時においても、なるべくイモ類中心の食生活を避けるためには食料自給力を引き上げる必要があり、韓国と台湾も同様な課題を抱えている。中国は人口大国であるため、食料自給、とりわけ主食用穀物の自給は中国にとって重要な課題である。食料の自給率ないし自給力の維持・向上のためには、担い手の確保が最も重要な課題である。高齢化が進んでいる東アジア各国・地域では、すでに青壮年担い手の育成を含め、担い手たる農業経営体を育成するために様々な政策が実施されている。

日本の集落営農や韓国のトゥルニョク経営体も、家族経営をベースにした共同・協業を目指す経営体であるが、中国の大規模農業経営体は企業であり、限られた事例からの知見によれば、労働集約的で、管理作業が複雑ではない作物の場合、やる気のある大規模農業経営体が存在したら、高齢農家は農業経営からリタイヤし、農業労働者に転じる可能性があるが、稲作では、管理作業は農家に担わせる大規模農業経営体の営農方式も効率的であろう。ただし、いずれの形態にしても、個々の高齢農家を牽引することのできる大規模農業経営体の存在が重要である。この場合の大規模農業経営体は、経営者の素質をもつ、やる気のある経営

東アジアにおける食生活の変化と農業問題

者の存在が前提となるが、この前提を、現状の中国におけるすべての大規模農業経営体が満たしているわけではないので、政策的に新型職業農民の育成が進められている。課題①との関連でいえば、中国の事例は、農業労働力の高齢化の進んでいる状況下において行われている、作物特性に適した農業経営方式として、東アジア諸国・地域の農業においても参考可能な事例であると思われる。

東アジアの各国・地域では、お互いに異なる担い手たる農業経営体の育成政策が実施されているが、どの国・地域で実施されている政策がより有効であるのか、今後も注目したい。

〈付記：本稿は、東京経済大学 2019 年度個人研究助成費（課題番号 19-33）による研究成果である。〉

注

- 1) 本稿では、中国、日本、韓国、台湾などの国・地域を東アジアと定義する。
- 2) 『農業経済研究』第 81 巻第 2 号（2009 年）、『農業経済研究』第 87 巻第 1 号（2015 年）。
- 3) FAO 統計のデータは「供給量」を示しており、「供給量」なので、厳密には「消費量」とは異なり、中国の野菜や肉類の消費量をみるには明らかに過大評価であると考えられるが、時系列的な変化を把握するには差し支えないと判断される。そのため、本稿では 1960 年代以降の東アジアにおける 1 人あたりの食料供給量を食料消費量として代用する。
- 4) 推計方法の変更により、2013 年以降の統計データとの連続性が認められないため、2013 年までのデータのみを示した。
- 5) 「国発会の特別展、台湾における米食と小麦粉食品の歴史も紹介」、Taiwan Today HP (<https://jp.taiwantoday.tw/news.php?unit=150&post=132315>, 2020 年 8 月 21 日アクセス)。
- 6) いずれの国・地域においても肉類の中で、豚肉の消費量が最も多い。
- 7) 「牛乳の消費動向について」『alic』2014 年 7 月号、独立行政法人農畜産業振興機構 HP (https://www.alic.go.jp/koho/kikaku03_000743.html) 2020 年 9 月 4 日アクセス。
- 8) 「食事バランスガイド早分かり」農林水産省 HP (https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/zissen_navi/balance/index.html) 2020 年 9 月 4 日アクセス。
- 9) 日本や中国の食料輸入が世界に与える影響については、村井（1988）、村井（2007）、鈴木（2011）、李海訓（2018）を参照されたい。村井（1988）、村井（2007）は日本のエビ輸入を事例に、輸出国における環境問題の深刻化を懸念しており、鈴木（2011）は、日本のイベリコ豚、マツタケ、養殖サケなどの輸入を事例に、輸出国も経済面でプラスの影響を受けていることを指摘しており、李海訓（2018）は、中国の植物油の輸入が輸出国に経済面でプラスの影響を与えていることを指摘している。
- 10) 「平成 30 年度食料需給表」, 「政府統計の総合窓口」HP による。 <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00500300&tstat=000001017950&cycle=8&year=20181&month=0&tclass1=000001032890&tclass2=000001138503> (2020 年 8 月 15 日アクセス)
- 11) 「食糧」は、中国語では「糧食」と呼ばれており、米、小麦、トウモロコシなどの穀物以外に

- 豆類とイモ類も含まれており、野菜や肉類などを含む概念である「食料」とは異なる。
- 12) 「重要 5 品目」とは、米、麦、豚肉・牛肉、乳製品、甘蔗・甜菜などの甘味資源作物を指す。
 - 13) 砂糖の輸出量 = 粗糖輸出量 + 精製糖輸出量、砂糖の輸入量 = 粗糖の輸入量 + 精製糖の輸入量、として計算した。
 - 14) 2003 年から 2005 年までの 3 年間は減反政策が実施されたが、これは WTO 向けの形式的な政策だった (高安 2014)。
 - 15) 韓国農林畜産食品部 HP (<https://www.mafra.go.kr/mafra/1352/subview.do>), 2020 年 9 月 8 日アクセス。
 - 16) 韓国農林畜産食品部 HP (<https://www.mafra.go.kr/mafra/1352/subview.do>), 2020 年 9 月 8 日アクセス。
 - 17) FAOSTAT で公表されている「世界総輸出価格」を「世界総輸出量」に割って求めた数値。
 - 18) 中国の農業保護政策の詳細については、池上 (2009), 池上 (2017a) を参照されたい。
 - 19) 広西チワン族自治区農業農村庁弁公室「2020-2022 年広西甘蔗生産全程機械化作業補貼実施細則」広西チワン族自治区農業農村庁 HP (<http://nynct.gxzf.gov.cn/xxgk/jcxxgk/tzgg/t5503344.shtml>) 2020 年 9 月 14 日アクセス。
 - 20) 「2020 年自動輸入許可管理貨物目録」によると、2020 年の自動輸入許可品目には豚肉、牛肉、羊肉、鶏肉、乳製品、大麦、高粱、キャッサバ、大豆、ナタネ、関税割当枠外の砂糖、DDGS (穀物残渣。distiller's dried grains with solubles の略語)、大豆粕、タバコ、植物油、などの農産品が含まれている。
 - 21) 黒竜江省における甜菜糖業の衰退については、李海訓 (2019) を参照されたい。
 - 22) 農林水産省 HP (https://www.maff.go.jp/j/wpaper/w_maff/r1/pdf/1-2-5.pdf) (2020 年 9 月 14 日アクセス)。
 - 23) 「緑の政策」とは、「世界農産物市場において自由な取引による需給均衡 (価格および生産量・貿易量) の達成を妨げない政策である。たとえば政府による研究、防疫、普及、検査、社会的基盤整備などのほか、農業生産拡大に直接結びつかない形での農業生産者への所得支持」であり、「農業・農村の多面的機能」などを根拠に農業生産から切り離された形で支払われる直接支払い政策は、「緑の政策」に含まれる (荏開津・鈴木 2020 : 110)。
 - 24) 「日本の食料自給力」農林水産省 HP (https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/zikyuu_ritu/012_1.html), 2020 年 9 月 19 日アクセス。
 - 25) 東アジアの人口をみると、中国は 14 億 2765 万人、日本 1 億 2720 万人、韓国 5117 万人、台湾 2373 万人である (FAOSTAT)。
 - 26) 今日の日本において、食料は生命を維持するための絶対的な必需品としての性格と、グルメの素材としての高度に選択的な財の性質を持っており、米も同様である (生源寺 2006)。つまり、今日の日本で供給される米は、「白い米」であればよいのではなく、「美味しい米」でなければならないのであるが、少なくとも現時点において日本人の好む「美味しい米」を日本以外の国・地域で生産するのは厳しい状況である。

日本産ジャポニカ米 (秋田県農業試験場産米) とアメリカ、ウルグアイ、ブラジル、韓国、中国、台湾、バングラディシュ、タイ、ベトナム産ジャポニカ米の食味比較研究を行った加藤 (2015) によれば、日本で良食味品種と認識される「コシヒカリ」、「ひとめぼれ」、「あきたこまち」であっても、海外で生産された場合は、食味の総合評価において秋田県農業試験場産の

食味中位レベルの品種にも届かない。「食味は同一土壌で栽培した同一品種内においても、玄米品質や登熟気温によって変わってくる。これらの要因に加えて、各国の作付土壌・刈り取り・乾燥・調製およびポストハーベストなどの要因も含めると良食味品種を海外で栽培したからといって、日本人が好む白米の味には簡単にはならない」（加藤 2015）。記録的な冷害被害を受けた 1993 年に日本が緊急輸入した米が日本の消費者の好みに合わなかったため、その多くが売れ残った歴史事実も指摘しておこう（時子山・荏開津・中山 2019）。

近年、「お米を 1 日 1 度は食べないと気がすまない」日本人が減少しているといわれているが（八木 2019）、それでも、日本国内消費者の満足する高度に選択的な財としての良食味米を供給できるのは日本だけであり、これは、非異常事態においても日本の米の国内自給を維持しなければならない積極的な根拠であろう。

ただし、以上の米のもつ 2 つの性格と、国内産米と輸入米との間に存在する品質の差異、さらには米の国際市場が「薄い市場」であることを考えると、国境措置を緩めた場合、直ちに国内稲作が影響を受けるかどうかについては、詳細な検討が必要であると思われる。

- 27) 今日の中国において農地には「三権」があり、すなわち集団所有権、集団構成員（村民）のみがもつ請負権、そして実際の農業経営にかかわる者（請負権をもつ者以外に農地の借り手も含まれる）の経営権である。中国の農地制度の変遷については、池上（2017b）、宝剣（2017）を参照されたい。
- 28) 家庭農場、専業大戸、農民合作社、竜頭企業や土地流動化の詳細については、池上（2015）、池上（2017b）、宝剣（2017）を参照されたい。
- 29) 財政部・農業部「關於全面推開農業「三項補貼」改革工作的通知」（2016 年 4 月 18 日）。
- 30) 自留地とは、農業合作化以降の中国において、人民公社社員が野菜栽培などの経済活動のために自由に使えるとされた土地であるが、この自留地制度がいままも続けられている。1 人当たりの自留地の面積は、その村の 1 人当たり耕地面積の 5% 以下とされる。
- 31) 農地年金事業とは、5 年以上の農業経営の経験のある 65 歳以上の高齢農業経営者に対し、高齢農業経営者の所有する農地を担保に、老後の生活資金を毎月年金形式で支給する事業であるが、開始した 2011 年以降、農地年金事業への加入者は年々増加する傾向にあり、2019 年 8 月末まで農地年金事業に加入した者は計 1 万 3820 人にのぼり、加入者の平均年齢は 74 歳である（韓国農林畜産食品部 HP、<https://www.mafra.go.kr/mafra/1333/subview.do>、2020 年 10 月 2 日アクセス）。
- 32) このほかに、東アジア農業において規模拡大が順調に進まなかった理由として、「①流動化を妨げる農地制度の存在、農地保有権の未確定、②農地転用による値上がり期待、③農家所得補填政策・価格支持政策による農地流動化阻害効果、④在宅兼業機会の増加により農外所得から主たる所得を得ながら農業を維持するという兼業滞留、⑤農地取引に関連した取引費用、⑥農地の分散化による規模の経済の阻害、⑦農村過剰労働の存在など」（福井・盛田 2015）が指摘されている。
- 33) 台湾の統計によると、農業就業人口が 2008 年以降増加傾向に転じており、農業就業人口のうち 65 歳以上が占める割合は 17.5%（2019 年）であり（『108 年農業統計要覧』）、日本や韓国、中国の場合に心配されるような高齢化問題とは明らかに異なるような印象をうける。ただし、台湾の場合、「農業就業者」とは農業、畜産業、林業、漁業に従事して報酬を受け取るもの、または 1 週間のうち 15 時間以上農業に従事する無報酬の家族を含む概念であり（台湾行政院

- HP, https://www.gender.ey.gov.tw/gecdb/Stat_Statistics_DetailData.aspx?sn=UqteHXqu5ffN6CYmCmopRw%3d%3d&d=m9ww9odNZAz2Rc5Ooj%2fwIQ%3d%3d, 2020 年 10 月 2 日 アクセス), 日本における「農業就業人口」とは意味が異なる。日本では、「15 歳以上の農家世帯員のうち、調査期日前 1 年間に農業のみに従事した者又は農業と兼業の双方に従事したが、農業の従事日数の方が多き者」を「農業就業人口」という(農林水産省 HP, <https://www.maff.go.jp/j/tokei/sihyo/data/08.html>, 2020 年 10 月 2 日アクセス)。
- 34) 中国で、高付加価値の農産物生産のための政策は 1990 年代前半から打ち出されており、農業産業化も進んでいる。詳細は宝剣(2017)を参照されたい。
- 35) 中国語での「家庭承包經營的農戸数」のデータ。
- 36) 韓国農林畜産食品部 HP (<https://www.mafra.go.kr/mafra/1354/subview.do>), 2020 年 10 月 2 日アクセス。

参 考 文 献

- ・明石光一郎(2019)「台湾一農産物貿易の動向一」農林水産政策研究所 HP (<https://www.maff.go.jp/primaff/kanko/project/30cr11.html>) (2020 年 9 月 9 日アクセス)
- ・芦田裕介(2016)『農業機械の社会学』昭和堂
- ・池上彰英(2009)「農業問題の転換と農業保護政策の展開」池上彰英・寶劍久俊編著『中国農村改革と農業産業化』アジア経済研究所
- ・池上彰英(2015)「中国農業の国際競争力低下と国内対策」『農業経済研究』第 87 巻第 1 号
- ・池上彰英(2017a)「「転換点」後の農業問題」田島俊雄・池上彰英編著『WTO 体制下の中国農業・農村問題』東京大学出版会
- ・池上彰英(2017b)「新型農業経営体系の構築」田島俊雄・池上彰英編著『WTO 体制下の中国農業・農村問題』東京大学出版会
- ・石川知裕(2012)『砂糖と安全保障 TPP 参加が領土問題を勃発させる』講談社
- ・伊藤順一(2015)「中国農業の比較劣位化と農業政策の展開」『農業経済研究』第 87 巻第 1 号
- ・今村奈良臣(1994)「東アジア農業の展開論理」今村奈良臣・劉志仁・金聖昊・羅明哲・坪井伸広『東アジア農業の展開論理』農山漁村文化協会
- ・今村奈良臣・劉志仁・金聖昊・羅明哲・坪井伸広(1994)『東アジア農業の展開論理』農山漁村文化協会
- ・石見佳子(2019)「日本人の食生活の現状と課題—国民健康・栄養調査の結果から」『日本食生活学会誌』第 30 巻第 2 号
- ・荏開津典生・鈴木宣弘(2020)『農業経済学第 5 版』岩波書店
- ・大内力(1983)「大内報告」日本農業研究所編『座談会 農業における個と集団—共同化の是非をめぐって—』日本農業研究所
- ・梶井功(1973)『小企業農の存立条件』東京大学出版会
- ・加藤和直(2015)「海外産ジャポニカ米の食味と品質」伊東正一編『世界のジャポニカ米市場と日本産米の競争力』農林統計出版
- ・倉持和雄(1994)『現代韓国農業構造の変動』御茶の水書房
- ・近藤功庸(2015)「韓国の経済成長と農業発展」『農業経済研究』第 87 巻第 1 号

東アジアにおける食生活の変化と農業問題

- ・斎藤祥治・内田豊・佐野寿和（2010）『砂糖入門』日本食糧新聞社
- ・品川優（2015）「韓国における米の関税化移行と所得補償・構造政策」『農業経済研究』第87巻第1号
- ・清水徹朗・藤野信之・平澤明彦・一瀬裕一郎（2012）「貿易自由化と日本農業の重要品目」『農業金融』65（12）
- ・生源寺真一（2006）『現代日本の農政改革』東京大学出版会
- ・生源寺真一（2011）『日本農業の真実』筑摩書房
- ・生源寺真一（2019）「農業貿易問題と日本のポジション」『農業経済研究』第90巻第4号
- ・蕭明禮（2016）「台湾糖業の歴史的衰退」田島俊雄・張馨元・李海訓編著『アズキと東アジア』御茶の水書房
- ・末廣昭・大泉啓一郎（2017）『東アジアの社会大変動』名古屋大学出版会
- ・鈴木裕明（2011）『日本人の「食欲」は世界をどう変えた？』メディアファクトリー
- ・高嶋光雪（1979）『アメリカ小麦戦略』家の光協会
- ・高橋大輔（2015）「日本農業における農業調整問題」『農業経済研究』第87巻第1号
- ・高橋正郎（1973）『日本農業の組織論的研究』東京大学出版会
- ・高安雄一（2014）『韓国における市場開放と農業構造改革』日本評論社
- ・竹下正哲（2019）『日本を救う未来の農業—イスラエルに学ぶICT農法』筑摩書房
- ・田島俊雄（1994）「台湾（ガット未加盟）の農業展開と構造変革」今村奈良臣編著『農政改革の世界史的帰勢』農山漁村文化協会
- ・田島俊雄（2009）「世界的食料価格高騰と東アジアの農業・食料」解題『農業経済研究』第81巻第2号
- ・田島俊雄（2017）「中国農業をとりまく経済環境と本書の課題」田島俊雄・池上彰英編著『WTO体制下の中国農業・農村問題』東京大学出版会
- ・田島俊雄・池上彰英編著（2017）『WTO体制下の中国農業・農村問題』東京大学出版会
- ・田島俊雄・張馨元・李海訓編（2016）『アズキと東アジア』御茶の水書房
- ・暉峻衆三（1996）『日本農業100年のあゆみ』有斐閣
- ・東畑精一（1936）『日本農業の展開過程』岩波書店
- ・時子山ひろみ・荏開津典生・中嶋康博（2019）『フードシステムの経済学 第6版』医歯薬出版株式会社
- ・西川邦夫（2015）『「政策転換」と水田農業の担い手』農林統計出版
- ・農林水産省（2020a）「米をめぐる関係資料」農林水産省 HP（https://www.maff.go.jp/j/seisan/kikaku/attach/pdf/kome_siryuu-480.pdf）（2020年9月12日アクセス）
- ・農林水産省（2020b）「麦の参考資料」農林水産省 HP（https://www.maff.go.jp/j/seisan/boueki/mugi_zyukyuu/attach/pdf/index-91.pdf）（2020年9月12日アクセス）
- ・農林水産省（2020c）「経営所得安定対策等の概要（令和2年度版）」農林水産省 HP（https://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/keiei/attach/pdf/pamph-30.pdf）（2020年9月12日アクセス）
- ・農林中金総合研究所（2017）「『代耕』—台湾稲作における作業受委託に関する調査」農林中金総合研究所 HP（<https://www.nochuri.co.jp/skrepo/pdf/sr20170529.pdf>）（2020年9月12日アクセス）

- ・速水佑次郎 (1986) 『農業経済論』 岩波書店
- ・速水佑次郎 (1995) 『新版 開発経済学』 創文社
- ・速水佑次郎・神門善久 (2002) 『農業経済論新版』 岩波書店
- ・原剛・早稲田大学台湾研究所 (2008) 『グローバル化下の東アジアの農業と農村一日・中・韓・台の比較』 藤原書店
- ・福井清一・盛田清秀 (2015) 「戦後農業の発展過程：日本とアジアの比較」 解題 『農業経済研究』 第 87 巻第 1 号
- ・藤原辰史 (2018) 『給食の歴史』 岩波書店
- ・宝剣久俊 (2017) 『産業化する中国農業』 名古屋大学出版会
- ・ポール・ロバーツ著, 神保哲生訳 (2012) 『食の終焉』 ダイアモンド社
- ・丸川知雄 (2021) 「葉タバコ農業の大規模化」 丸川知雄・李海訓・河野正・徐一睿 『タバコ産業の政治経済学』 昭和堂
- ・村井吉敬 (1988) 『エビと日本人』 岩波書店
- ・村井吉敬 (2007) 『エビと日本人Ⅱ』 岩波書店
- ・持田恵三 (1990) 『日本の米』 筑摩書房
- ・八木宏典 (2019) 「変貌する日本の食と農—平成の食, 農, 技術はどのように変わったか—」 『農業研究』 第 32 号
- ・山下一仁 (2009) 『農協の大罪』 宝島社
- ・山下一仁 (2020) 「減反政策はフェイクニュース、令和で真の改革を」 菅正治 『平成農政の真実 キーマンが語る』 筑波書房
- ・阮蔚 (2014) 「中国の砂糖消費もテイクオフの時期へ」 『農中総研 調査と情報』 2014 年 5 月号
- ・李海訓 (2015) 『中国東北における稲作農業の展開過程』 御茶の水書房
- ・李海訓 (2016) 「東アジアの加糖餡貿易と砂糖需給・通商問題」 田島俊雄・張馨元・李海訓編 『アズキと東アジア』 御茶の水書房
- ・李海訓 (2017a) 「畜産業の現状と養豚業」 田島俊雄・池上彰英編 『WTO 体制下の中国農業・農村問題』 東京大学出版会
- ・李海訓 (2017b) 「アジアの砂糖貿易と TPP」 富澤拓志・小林篤史・田島俊雄編 『アジアにおける経済関係の緊密化と国際分業』 大阪産業大学アジア共同体研究センター
- ・李海訓 (2018) 「中国の食生活の向上と新興国への影響」 末廣昭・田島俊雄・丸川知雄編 『中国・新興国ネクサス』 東京大学出版会
- ・李海訓 (2019) 「中国東北における甜菜糖業の盛衰と糧糖相剋」 『東京経大会誌』 303 号
- ・李海訓 (2020) 「スマート農業の歴史的・技術論的位置づけ—日本と中国を事例に—」 『東京経大会誌』 305 号

中国語

- ・行政院農業委員会 (2014) 『繽紛農業 豊盛臺灣』 行政院農業委員会
- ・行政院農業委員会 (2016) 『新農民培育計畫 (106 年至 111 年) (核定本)』 行政院農業委員会
- ・黄有才 (2011) 「一百年来台湾農業的回顧與展望」 『科學發展』 2011 年 1 月 (457 期)
- ・沈琼・夏林艶 (2019) 『新型職業農民培訓讀本』 中国農業出版社

韓国語

- ・ 김·츄ンドン [김춘동] (2016) 「韓国パン文化変遷の社会文化的過程」 [한국 빵 문화 변천의 사회문화적 과정] 『民主主義と人権』 [민주주의와 인권] 第16卷第4号
- ・ 金秉鐸 [김병택] (2004) 『韓国の米政策』 [한국의 쌀정책] 한울아카데미 [한올아카데미]
- ・ 韓国農水産食品流通公司 [한국농수산물유통공사] (2020) 『2020 TRQ 輸入管理の理解 (2020 TRQ 수입 관리의 이해 —)』 (<http://www.at.or.kr/article/apko363300/view.action?articleId=37286>) (2020年9月9日アクセス)。
- ・ 統計庁 [통계청] (各年版) 『農林漁業總調査』 [농림어업총조사] 國家統計ポータル (http://kosis.kr/statisticsList/statisticsListIndex.do?menuId=M_01_01&vwcd=MT_ZTITLE&parmTabId=M_01_01#SelectStatsBoxDiv) (2020年9月29日アクセス)
- ・ 統計庁 [통계청] (各年版) 『農畜産物生産費調査』 [농축산물생산비조사] 國家統計ポータル (http://kosis.kr/statisticsList/statisticsListIndex.do?menuId=M_01_01&vwcd=MT_ZTITLE&parmTabId=M_01_01#SelectStatsBoxDiv) (2020年9月29日アクセス)
- ・ 農林畜産食品部·韓国農水産食品流通公司 [농림축산식품부·한국농수산물유통공사] (2017) 『2017 加工食品細分市場現況：砂糖市場』 [2017 가공식품 세분시장 현황 - 설탕 시장 -] 韓国農水産食品流通公司 [한국농수산물유통공사]。
- ・ 農林畜産食品部 [농림축산식품부] (2019) 『糧政資料』 [양정자료] 農林畜産食品部 [농림축산식품부]。
- ・ ユ·チャンヒ, 김·ジョン쇼プ, 김·테フン, チェ·ヨンホ, オ·ネウオン, パク·ジヨン, イム·ジュンヒョク [유찬희·김정섭·김태훈·최용호·오내원·박지연·임준혁] (2019) 『農業構造变化展望と対応課題 (1/2 次年度)』 [농업구조 변화 전망과 대응과제 (1/2 차년도)] 韓国農村經濟研究院 [한국농촌경제연구원]。
- ・ United Nations (UN). 2019. *World Population Ageing 2019* [<https://www.un.org/en/development/desa/population/publications/pdf/ageing/WorldPopulationAgeing2019-Report.pdf>] (2020年9月5日アクセス)。